

箕輪町地域防災計画

その他対策編

令和4年度修正

(令和5年度)

箕輪町防災会議

その他対策編 目次

雪害対策編	1
第1章 災害予防計画	1
第1節 雪害に強い地域づくり	1
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧、復興への備え	8
第3節 観測・予測体制の充実	19
第2章 災害応急対策計画	20
第1節 災害直前活動	20
第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動	22
第3節 避難受入活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮	27
航空災害対策編.....	29
第1章 災害予防計画	29
第1節 情報の収集・連絡体制の整備	29
第2節 災害応急体制の整備	30
第2章 災害応急対策計画	32
第1節 情報の収集・連絡・通信の確保	32
第2節 活動体制の確立	33
第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動	34
第4節 関係者等への情報伝達活動	35
道路災害対策編.....	39
第1章 災害予防計画	39
第1節 道路交通の安全のための情報の充実	39
第2節 道路（橋梁等を含む）の整備	40
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	41
第2章 災害応急対策計画	43
第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保	43
第2節 救急・救助・医療及び消火活動	44
第3節 災害応急対策の実施	45
第4節 関係者等への情報伝達活動	47
第5節 道路（橋梁等を含む）応急復旧活動	48
鉄道災害対策編.....	50
第1章 災害予防計画	50
第1節 鉄道交通の安全のための情報の充実	50
第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等	51

第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	54
第4節	再発防止対策の実施	58
第2章	災害応急対策計画	59
第1節	発生直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	59
第2節	活動体制及び応援体制	61
第3節	救助・救急・医療及び消火活動	63
第4節	緊急交通路及び代替交通手段の確保	64
第5節	関係者等への情報伝達活動	65
危険物等災害対策編		69
第1章	災害予防計画	69
第1節	危険物等関係施設の安全性の確保	69
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	72
第2章	災害応急対策計画	74
第1節	発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	74
第2節	災害の拡大防止活動	75
第3節	危険物等の大量流出に対する応急対策	79
大規模な火事災害対策編		82
第1章	災害予防計画	82
第1節	災害に強いまちづくり	82
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	84
第2章	災害応急対策計画	88
第1節	消火活動	88
第2節	避難誘導活動	90
第3章	災害復旧・復興計画	91
第1節	計画的復興の進め方	91
林野火災対策編		94
第1章	災害予防計画	94
第1節	林野火災に強いまちづくり	94
第2節	林野火災防止のための情報の充実	96
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	97
第2章	災害応急対策計画	99
第1節	林野火災の警戒活動	99
第2節	発災直後の情報の収集・連絡体制	100
第3節	活動体制の確立	101
第4節	消火活動	102

第5節	二次災害の防止活動	103
第3章	災害復旧計画	104
原子力災害対策編		106
第1章	総則	106
第1節	計画作成の趣旨	106
第2節	防災の基本方針	107
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	107
第2章	災害に対する備え	109
第3章	災害応急対策	110
第1節	基本方針	110
第2節	情報の収集・連絡活動	110
第3節	活動体制	111
第4節	モニタリング等	113
第5節	健康被害防止策	113
第6節	住民等への的確な情報伝達	113
第7節	屋内退避、避難誘導等の防護活動	114
第8節	緊急輸送活動	116
第9節	飲料水・飲食物の摂取制限等	117
第10節	県外からの避難者の受け入れ活動	118
第4章	災害からの復旧・復興	119
第5章	核燃料物質等輸送事故災害への対応	120

雪害対策編

第1章 災害予防計画

第1 基本方針

豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民等の生活環境の維持向上に資するため、主要国道等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。

なお、本計画を円滑に実施するため、毎年長野県雪対策連絡会議において協議し、「長野県雪害予防実施計画」を定める。

又、長野県は平成27年12月7日大雪時に幹線道路で車両が動けなくなり長時間通行不能になる事態を防ぐため、早期に通行止めにして除雪を進める緊急時通行規制区間に県管理の9路線11区間を設定した（箕輪町は該当ではないが近隣では諏訪、木曾が該当）。

第1節 雪害に強い地域づくり

第1 基本方針

町は、地域の特性に配慮しつつ豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強い地域づくりを行うものとする。

第2 主な取組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い町づくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
- 4 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- 5 電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。
- 6 ガス供給施設の安全確保、緊急時の点検体制の整備
- 7 雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。
- 8 豪雪地帯における医療を確保するための体制の整備を図る。
- 9 農林産物の雪害を防ぐための適切な技術指導、普及啓発を図る。
- 10 建築物の所有者等に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。
- 11 豪雪時における児童生徒の安全確保及び冬期における児童生徒の教育の確保を図る。
- 12 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。
- 13 雪害時における警備体制の確認及び交通規制を行う。
- 14 雪害に関する知識について住民等に対して普及・啓発を図る。

第3 計画の内容

1 雪害に強い町づくり

(1) 基本方針

町は、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い町づくりを行うものとする。

(2) 実施計画

ア 【県及び市町村が実施する計画】

(ア) 県、市町村及び関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し、救護物資の提供や、避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

(イ) 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても道路ネットワーク全体として、その機能への影響を最小限度とすするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待機所等の整備を行うよう努めるものとする。

(ウ) 雪害に強い町土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的計画的に推進するものとする。

(エ) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進するものとする。

(オ) 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行うものとする。

(カ) 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備等の施策を行うものとする。

2 道路交通の確保計画

(1) 基本方針

町内の冬期道路交通を確保するため、町は除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努めるものとする。町及び関係機関は日頃から情報を共有し、特に短時間に強い降雨が見込まれる場合等において道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するように努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 【県・町及び関係機関が実施する計画】

(ア) 豪雪時の迅速かつ適切な除去活動のため、県、町及び関係機関は連絡会議を設置し、連携を図る。(建設部)

(イ) 豪雪時に病院、学校などへのアクセス道路、バス路線を確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、県、町及び関係機関が調整の上、除雪優先の路線の選定を行う。(建設部)

(ウ) 集中的な大雪に対しては、国（国土交通省）、地方公共団体及び高速道路事業者は人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方と

して、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

- (エ) 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。

イ 【町が実施する計画】

(ア) 町は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれのある支障木の伐採等の対策を行う。

(イ) 住民等に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるものとする。

(ウ) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

(エ) 町は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 一般国道（指定区間）について、国土交通省計画により除雪を行うものとする。

(イ) 円滑な道路交通を確保するための除雪機械の整備を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備。（地方整備局・伊那建設事務所）

(ウ) 高速道路の交通を確保するため、除雪体制を整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれのある支障木の伐採等の対策を行うとともに、除雪による交通規制の状況の周知。（中日本高速道路株）

(エ) 豪雪時に滞留車両の発生を抑制するため、関係機関は連携して除雪及び情報連絡体制の強化、道路利用者・一般住民への情報発信、交通規制を行う。

エ 【住民が実施する計画】

住民は、厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるものであるため、路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない等、円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近く等については自力除雪に努めるものとする。

3 鉄道運行確保計画

(1) 基本方針

冬期間における鉄道等の公共交通機関の役割は、重要であり、雪によって公共交通網が混乱すると、住民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

主要な鉄道の交通・通信施設等の整備にかかわるネットワークの充実を含む雪害に対する安全性の確保。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 排雪車両及び除雪機械の増強等による除雪体制の整備。
- (イ) 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実。
- (ウ) 利用者に対する運行（遅延）情報の提供体制の整備。
- (エ) 管理者責任を原則に降雪により転倒、落下等のおそれのある支障木の伐採。

4 雪崩災害予防計画

(1) 基本方針

積雪遅滞で発生する雪崩の被害を防止するため、雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施するものとする。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

町内災害危険箇所について住民等への周知を図るとともに、災害発生のおそれのある場合は、速やかな避難対策が実施されるよう措置するものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

各機関が管理する施設が雪崩の危険区域にある場合、必要に応じ予防措置を講ずる。

5 電力の確保

(1) 基本方針

電力供給設備を雪害から守り、安定した電力の供給を確保するため必要な施設の強化を行う。

(2) 実施計画

ア 【中部電力㈱が実施する計画】

(ア) 発電設備、変電設備については、積雪の多い地域の電気設備の屋内化及び充電部露出部の隠ぺい化を実施する。

また、構内巡視路・機器周辺への融雪装置の設置、機器架台のかさ上げ、防雪カバー等を設置する。

(イ) 送電設備については、積雪の多い地域及び市街地については、鉄塔の耐雪強化設計又は電線の離着雪化を行う。

(ウ) 配電設備については、以下の対策を行う。

- a 電線の太線化
- b 離着雪化電線の使用
- c 支持物の強化
- d 冠雪対策装柱の採用
- e 雪害対策視線ガードの採用

f 支障木の伐採

6 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、巡回点検整備を行うほか、非常用可搬型無線機ならびに移動用電源装置の整備等必要な措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

イ 【東日本電信電話(株)長野支店が実施する計画】

電気通信の予防措置

雪害のおそれのある地域の電気通信設備等について、支障木の伐採、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図る。

7 医療の確保

(1) 基本方針

豪雪地帯における医療の確保を図るため、診療体制の充実を行う。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

必要な場合における患者輸送車整備等の検討

8 建築物対策

(1) 基本方針

建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行う。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行うものとする。

(イ) 地域の実状に応じて雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行うものとする。

(ウ) 学校や不特定多数の者が使用する施設、住宅等の建築物について、雪害に対する安全性の確保に配慮するものとする。

(エ) 雪処理中の事故を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。

(オ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えなどについて、普及啓発を図る。

イ 【建築物の所有者等が実施する計画】

(ア) 建築基準法第 12 条第 1 項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努める。

(イ) 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努める。

(ウ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。

9 授業の確保等

(1) 基本方針

小学校、中学校、保育園、高等学校（以下この節において「学校」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において児童生徒等という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【町（教育委員会）が実施する計画】

県が実施する対策に準じて、町の防災計画等をふまえ適切な対策を行うものとする。

10 文化財の確保

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民及び住民の財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本町における国・県指定文化財の中で、山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷がないよう、適切な対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【町（教育委員会）が実施する計画】

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講じるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努めるものとする。

イ 【所有者等が実施する計画】

定期的な点検を行い、危険箇所への応急修理、建造物の側面や土台を防護するための雪囲いを行う等処置。

11 雪害に関する知識の普及・啓発

(1) 基本方針

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、住民等の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、住民等に対する雪害に関する知識及び雪害を予防する体制の普及・啓発並びに地域で連携して支援する体制の整備が必要であるとともに、集中的な大雪が予測される場合は、町民一人ひとりが非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要不急の道路利用を控え

る等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 降雪時の適切な活動や、除雪作業の危険性と対応策等について、住民等に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図るものとする。

(イ) 豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や排除電の安全を確保するための装備の普及、充電に係る技術の普及等を図るものとする。

(ウ) 自主的除雪に不安がある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える

(エ) 住民等が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や、講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具等の普及の促進を図る。

(オ) 気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧、復興への備え

第1 基本方針

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 気象等の情報を収集し、住民等に対する連絡体制を整備する。
- 2 災害応急体制の整備
- 3 緊急輸送確保のため、除雪等の体制を強化する。
- 4 避難収容活動関係。
- 5 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動関係。
- 6 施設、設備の応急復旧活動関係。
- 7 被災者等への的確な情報伝達活動関係。
- 8 防災関連機関の訓練実施。
- 9 農業施設等の雪害を未然に防止するための活動を実施する。
- 10 高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍住民、乳幼児、妊産婦などで災害対応能力の弱い者（以下「要配慮者」という。）に対する支援体制の確立を図る。
- 11 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。
- 12 福祉に係る災害予防対策。
- 13 避難収容に使用することが想定される施設の建設にあたっては、雪崩災害時の危険性に対する配慮を行う。
- 14 雪処理の担い手確保の体制を整備する。
- 15 救助・救急及び医療活動体制を整備する。

第3 計画の内容

- 1 気象等の情報を収集し、住民等に対する連絡体制を整備する。
 - (1) 基本方針

気象警報・注意報等の伝達は、長野地方気象台から町、関係機関に伝達されるが、防災関係機関は、円滑で速やかな情報の伝達ができるように、体制の整備を図るものとする。
 - (2) 実施計画

情報の収集・連絡体制の整備

 - ア 【町が実施する計画】
 - (ア) 危険箇所については、必要性に応じた雪崩発生監視装置の設置に努める。
 - (イ) 町、県、国及び各関係機関は中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、相互に迅速かつ確実にいけるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努める。
 - (ウ) 町、関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備

を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。

また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

(エ) 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努める。

(オ) 衛星携帯電話、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(カ) 非常時の確実な情報伝達を確保するため、移動通信回線の充実を図る。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 危険箇所については、必要性に応じた雪崩発生監視装置の設置。

(イ) 町、県、国及び各関係機関は中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立。

(ウ) 町、関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。

また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備。

(エ) 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化。

[情報の分析整理]

ア 【町が実施する計画】

(ア) 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(イ) 平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ災害対策を支援する地理情報システムの構築についても推進を図る。

[通信手段の確保]

ア 【町が実施する計画】

(ア) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。

(イ) 災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点を十分考慮すること。

a 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。

b 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。

c 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図ること。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時は、総務省と事前の調整を実施すること。

d 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施すること。

e 災害時に有効な、携帯電話等、携帯無線機、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。

なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。

f 東日本電信電話(株)等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。

また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。

g 情報通信手段の施設については、平常時から管理・運用体制を構築しておくこと。

h 事業者との連携による災害情報自動配信、メール配信を活用する体制の整備を図る。

2 災害応急体制

(1) 基本方針

雪害により道路（橋梁等を含む。）が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、各機関単独では対応が遅れるおそれがある。

この対策として被災後の応急復旧および復旧活動に監視、各関係機関において緊急時の相互応援が必要な場合に備えて、平常時から連携を強化しておく必要がある。

(2) 実施計画

[職員の参集体制]

ア 【町、関係機関が実施する計画】

(ア) 各機関の実状に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。

(イ) 専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段・参集手段及び参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。

(ウ) 職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう、訓練等の実施に努める。

[防災関係機関相互の連携体制]

ア 【町、関係機関が実施する計画】

(ア) 各機関の実状を踏まえ、災害発生時に講じるべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用杓杓等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(イ) 応急・復旧活動に関し、町及び各関係機関と相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

(ウ) 消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化と、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備。

(エ) 食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達等に関する応援体制の充実に努める。

(オ) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。

[防災中枢機能等の確保・充実]

ア 【町が実施する計画】

(ア) 雪崩災害の危険箇所等に配慮し、防災中枢機能を果たす施設、設備の充実に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

(イ) 物資の供給が相当困難な場合を想定した飲食物、燃料等の備蓄・調達及び輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る。

(ウ) 地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 雪崩災害の危険箇所等に配慮し、防災中枢機能を果たす施設、設備の充実に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等。

(イ) 物資の供給が相当困難な場合を想定した飲食物、燃料等の備蓄・調達及び輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保。

[災害の拡大防止と二次災害の防止活動関係]

ア 【町が実施する計画】

(ア) 雪崩災害の発生、拡大の防止を図るために必要な資機材を備蓄するとともに、防止対策を実施するための体制の整備を図る。

(イ) 防災業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施すること等により、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努める。

3 緊急輸送関係

(1) 基本方針

迅速かつ円滑な災害応急対策を行うためには、緊急輸送体制の整備が必要である。

このため、各機関は、除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保を図るものとする。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 除雪体制の強化等の雪害に対する安全性を確保する。

(イ) 多重化や代替性を考慮し、確保すべき道路等の輸送施設及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）を把握する。

(ウ) 輸送施設及び輸送拠点を調整し、災害に対する安全性を考慮し、関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークの形成を図り、各関係機関等に対する周知徹底に努める。

(エ) 輸送施設として指定された場所を災害時において有効に利用出来るように、各関係機関及び住民等に対し周知徹底を図るなどの所要の措置を講ずる。

- (オ) 災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ当該地に備蓄するよう努める。
- (カ) 指定された輸送施設及び輸送拠点については、特に除雪体制の強化等の雪害に対する安全性の確保に配慮する。
- (キ) 信号機、情報板等の道路交通関連施設について雪害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備する。
- (ク) 緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努める。
- (ケ) 積雪、凍結に伴う道路の障害は、交通事故の発生、交通渋滞の原因となり、住民生活に大きく影響することから、次に掲げる事前の除雪体制の整備により、迅速かつ適切な対応を図る。
 - a 除雪路線の指定
 - b 除雪業者の指定
 - c 除雪業者との除雪会議の開催
 - d 役場内関係課による雪害対策連絡網会議の開催
 - e 除雪路線の点検・整備
 - f 区との除雪体制の確認
 - g 区で整備する除雪機材への支援

イ 【道路管理者が実施する計画】

道路の除雪、障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者との協定の実施に努める。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧計画を立案する。

ウ 【住民が実施する計画】

町で除雪できない、町道を含む生活路線については、区の自主除雪により対応することとし、事前に次に掲げる事項を取り決め、迅速かつ的確な対応を図る。

また、住民は自宅周辺等について自力除雪に努める。

- (ア) 除雪区域の割り当て
- (イ) 連絡、指揮命令系統、当番表の整備等

4 避難収容関係

(1) 基本方針

雪害発生時に迅速に避難するためには、避難場所・避難路の周知徹底が必要となる。

そのためにも避難に係る計画をあらかじめ作成し、住民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 実施計画

[避難場所]

ア 【町が実施する計画】

- (ア) 雪崩のおそれのない公共的施設等を対象に、地域の人口・誘致圏域・地形及び災害に対

する安全性等に配慮し、避難場所をあらかじめ管理者の同意を得た上で指定し、住民等への周知徹底に努める。

- (イ) 避難場所となる施設については、暖房に配慮する等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- (ウ) 避難場所における必要な飲料水、仮設トイレ、マット、通信機器（非常用電源・衛星携帯電話等）等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者等の要配慮者に配慮する。
- (エ) テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手できる機器の整備を図る。
- (オ) 各避難場所において地域完結型の備蓄施設を確保し、避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- (カ) あらかじめ、避難場所の運営管理のために必要な知識等の住民等への普及に努める。

[応急仮設住宅]

ア 【町が実施する計画】

- (ア) 企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。
- (イ) 応急仮設住宅の用地に関し、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。
- (ウ) 災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

[帰宅困難者対策]

ア 【町が実施する計画】

「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

5 物資の調達、供給活動

(1) 基本方針

雪害が発生した場合に備え、あらかじめ備蓄・調達及び輸送体制の整備に努める。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

- (ア) 豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立が起きた場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達及び輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。
- (イ) 備蓄を行うに当たって、大規模な雪害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

6 施設、設備の応急復旧活動

(1) 基本方針

雪害に備えあらかじめ災害応急対策、災害復旧のための体制等を整えておくものとする。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。

イ 【ライフライン事業者が実施する計画】

雪害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成しておく。

また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 基本方針

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、人心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 情報伝達手段として、防災行政無線・有線・携帯電話等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

(イ) 要配慮者・孤立する危険のある地域の被災者・帰宅困難の為情報の入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できる体制の整備を図る。

(ウ) 被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達・共有されるように、役割・責任等の明確化に努める。

(エ) 住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

(オ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 要支援者・孤立する危険のある地域の被災者・帰宅困難の為情報の入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できる体制の整備。

(イ) 被災後の経過に応じ、提供すべき情報について整理。

ウ 【放送・通信事業者が実施する計画】

(ア) 被災後の経過に応じ、提供すべき情報について整理。

(イ) 放送事業者は気象、積雪量等雪害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備。

(ウ) 被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整

備。

8 防災関連機関の防災訓練の実施

(1) 基本方針

雪害発生時に、迅速に対応するためには日常からの具体的な訓練が必要となる。そのための関係機関相互の連携と実践的な訓練を行う。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 自衛隊等国の機関とも協力し、自主防災組織・非常通信協議会・民間企業・ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

(イ) 各地方公共団体間で密接に連携をとりながら広域訓練を実施する。

(ウ) 訓練を行うに当たり、被害の想定を明らかにする等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 自衛隊等国の機関とも協力し、自主防災組織・非常通信協議会・民間企業・ボランティア団体及び要支援者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施。

(イ) 訓練を行うに当たり、被害の想定を明らかにする等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

9 農業施設等の雪害の未然防止

(1) 基本方針

本町は花木栽培用の農業ハウスが設置されているほか、森林の占める割合も大きいことから、雪害に強い構造とする等、安全性の確保を図るものとする。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 農業ハウス等農業施設の倒壊・破損等防止のための方法について、上伊那農業改良普及センターや上伊那農業協同組合等と連携をとり所有者等に周知する。

(イ) 樹木の雪折れを防止するため、関係機関と連携し適正育林の指導を行う。

(ウ) 病虫害（松食虫等）の発生予防のため、あらかじめ被害木処理について指導する。

イ 【住民が実施する計画】

(ア) 農業ハウス等の建設、管理に当たっては、積雪による荷重を考慮した構造について配慮する。

(イ) 森林所有者は樹木の雪折れを防止するため、適正育林に努める。

10 要配慮者に対する支援

(1) 基本方針

自宅周辺の除雪等は体力を要する作業であり、要配慮者にとっては負担がかかり、危険を伴

うことから、可能な限り地域による支援体制により除排雪できる体制を整備するものとする。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 要支援者の自立を助ける環境整備を進め、区や地域コミュニティを主体とした支援体制の確保を図る。

(イ) 町は、平常時から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等の連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うこととする。

イ 【住民が実施する計画】

民生児童委員は、要支援者に関する情報を区や自主防災組織と共有し、救援や安否確認、除雪等の担当を事前に決めておくなど体制の整備を図る。

11 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な住民全体の財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。本町における指定文化財についても、雪害を防ぐため、適切な対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講じるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努めるものとする。

イ 【所有者等が実施する計画】

定期的な点検を行い、危険箇所の応急修理、建造物の側面や土台を防護するための雪囲いを行う等の処置。

12 福祉に係る災害予防対策

(1) 基本方針

雪害等非常災害に際しては膨大な業務量进行处理することとなるため、可能な限り災害時の業務処理をルール化すること等により、防災体制の整備に努める。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 避難所及び応急仮設住宅の管理運営から要配慮者に対する衛生部局と連携をとった保健福祉のサービスの提供等に至るまで、非常災害に際しては膨大な業務进行处理することとなるため、以下の点に留意しつつ、可能な限り災害時の業務処理をルール化すること等により、防災体制の整備に努める。

a 災害時の業務増を踏まえた十分なシミュレーションを行い、災害の発生により新規に発生する業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行うこと。

- b 保健福祉事務所（福祉事務所）等の相談機関や管下の保健福祉サービス事業者との連絡・連携体制を整備すること。
 - c 住民等の個人情報の保護について十分な配慮を行いつつ、在宅の要配慮者の状況を把握すること。
- (イ) 保健福祉サービスの災害に対する安全性を確保するため、保健福祉サービス事業者が実施する以下の事項に関し、必要に応じ、助言及びその他の支援を行う。
- a 国庫補助制度及び交付金の積極的な活用等により、社会福祉施設等における耐雪性その他の安全性を確保すること。
 - b 社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
 - c 社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。
 - d 発災時において、既にサービスの提供を受けている者に対し、継続してサービスの提供を行うことができるようにするとともに、要配慮者に対し、社会福祉施設等への緊急受入れその他のサービス提供を可能な限り実施していくため、入所者サービスに必要な物資の備蓄、施設の余剰スペースの把握、サービス事業者間における災害援助協定の締結等に努めること。
- (ウ) 保健福祉サービス事業者に対して、社会福祉施設等における消火器具、警報器、避難用具等の整備保全及び電気器具、石油その他の危険物の適切な管理について助言及びその他の支援を行う。
- (エ) 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備のため、以下に例示する取組を行うよう努める。
- a 社会福祉協議会、日本赤十字社及びボランティア団体と連携を図り、ボランティアの総合的な登録、教育・訓練、調整等を行うこと。
 - b 災害時のボランティア活動のあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等についての講習会等を実施すること等により、ボランティアコーディネーターの養成を行うこと。
 - c 他の地域のボランティア拠点との連絡調整を円滑に行うことができるようにするため、非常用電話、パソコン等の整備を図り、拠点相互のネットワークを構築すること。

13 雪崩災害予防計画

(1) 基本方針

雪害が発生するおそれがあり通常の除雪の体制では人材、機材が不足する可能性を想定して、各機関は、雪処理の担い手となる、地域住民、ボランティア、建設業団体の受入れ等に関する体制の構築に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 豪雪に備えた地域住民等による支援のための仕組み作りを推進するものとする。

また、町内の災害危険箇所について住民等への周知を図るとともに、災害発生のおそれのある場合は、速やかな避難対策が実施されるよう措置するものとする。

- (イ) ボランティアを地域で受け入れるための体制作りを図るものとする。
- (ウ) 社会福祉協議会が行うボランティアの事前登録の推進について、住民等に対する啓発普及を図るとその支援に努めるものとする。
- (エ) 建設団体と連携して除雪に必要な機械の確保に努める。

イ 【社会福祉協議会等ボランティア関係団体が実施する計画】

- (ア) ボランティア事前登録の推進。
- (イ) 除雪ボランティア活動環境の整備。

14 雪処理関係

(1) 基本方針

雪害が発生するおそれがあり通常の除雪の体制では人材、機材が不足する可能性を想定して、雪処理の担い手となる、地域住民、ボランティア、建設業団体の受入れ等に関する体制の構築に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

- (ア) 豪雪に備えた地域住民等による支援のための仕組み作りを推進するものとする。
- (イ) ボランティアを地域で受け入れるための体制作りを図るものとする。
- (ウ) 社会福祉協議会が行うボランティアの事前登録の推進について、住民等に対する啓発普及を図るとともに、その支援に努めるものとする。
- (エ) 建設団体と連携して除雪に必要な機械の確保を図るものとする。

イ 【社会福祉協議会等ボランティア関係団体が実施する計画】

- (ア) ボランティア事前登録の推進
- (イ) 除雪ボランティア活動環境の整備

15 救助・救急及び医療活動

(1) 基本方針

発災時における救助・救急及び医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図り、医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するよう努める。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

- (ア) 車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。
- (イ) 輸送困難な場所を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の確保に務める。
- (ウ) 地域の実状に応じ、災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院等を選定する等、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。
- (エ) あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制について計画を作成するよう努めるものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 輸送困難な場合を想定し、応急救護医薬品、医療資機材等の備蓄に努めること。

- (イ) 地域の実状に応じ、災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院等を選定するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めること。

第3節 観測・予測体制の充実

第1 基本方針

雪を克服するため、また雪をより有効に利用するため、降雪量など雪に関するより迅速かつ正確な情報提供ができる体制が必要とされる。

また、複数の観測期間の協力による情報提供体制の整備が必要である。

第2 主な取組み

- 1 降積雪等に関する観測・予測態勢の充実・強化を図る。
- 2 住民に対する情報の提供体制を整備する。

第3 活動の内容

1 観測・予測体制の充実強化

(1) 基本方針

降積雪状況を素早く把握できる体制づくりを進めるとともに、降積雪のデータの保存・整理を行うものとする。

(2) 実施計画

ア 【長野地方気象台が実施する計画】

降雪予測の充実を図るとともに、気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する。

2 情報提供体制の充実

(1) 基本方針

各機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進するものとする。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) さまざまなメディアを活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図るものとする。

(イ) さまざまなメディアを利用し、住民等に対して各種の情報を提供する体制の整備を検討するものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1 基本方針

本章では、雪害が発生した場合又は発生するおそれがある場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、雪害に特有のものについて定めるものとする。

第1節 災害直前活動

第1 基本方針

雪害の発生のおそれのある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、気象特別警報・警報・注意報等の迅速な伝達や避難誘導により、災害を未然に防止するための活動を実施する。

第2 主な活動

- 1 雪に関する気象特別警報・警報・注意報等の円滑な伝達
- 2 住民等の避難誘導等

第3 活動の内容

- 1 気象特別警報・警報・注意報等の伝達活動

(1) 基本方針

長野地方気象台から発表される気象特別警報・警報・注意報等について、町・関係機関に円滑に伝達を行うとともに、迅速な活動体制をとる。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

- (ア) 警報等を住民等に伝達する体制を整備する。
- (イ) 避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に務める。
- (ウ) 積雪、融雪等の状況を勘案した速やかな避難体制の整備を進める。
- (エ) 雪崩災害等に対する警戒避難水準をあらかじめ設定するよう務める。
- (オ) 要配慮者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。
- (カ) 雪崩に対し、迅速かつ円滑な災害応急対策が行えるよう、必要に応じあらかじめ活動体制の整備、施設、設備等の整備、点検に務める。

イ 【長野地方気象台が実施する対策】

気象業務法に基づく警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する。

特別警報、警報、注意報の発表基準等については、

風水害対策編

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

4 特別警報・警報・注意報等

(3) 警報・注意報発表基準一覧表 参照

に同じ。

2 住民等の避難誘導等

(1) 基本計画

(ア) 町は積雪、降雨、融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。

(イ) 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスクは箇所を予め把握し、計画的予防的な通行規則区間を設定するものとする。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 町は、住民等の避難が必要とされる場合には、避難指示等を行う。

また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施するものとする。

(イ) 事前避難に際し、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

(ウ) 必要に応じ指定以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。

(エ) 住民等への避難指示等の伝達は、事業者との連携による災害情報自動配信・メール配信・町の防災行政無線等を効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、迅速かつ確実な伝達に努める。

(オ) 避難誘導に当たり避難場所や避難路及び雪崩危険箇所等の存在・災害の概要等、避難に資する情報の提供に努める。

(カ) 輸送手段について、必要に応じてヘリコプター等の使用についても検討する。

(キ) 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。

(ク) 情報の伝達や避難誘導の実施に当たり要配慮者に十分配慮するよう努める。

(ケ) 避難指示等の解除の際、安全の確認に努める。

(コ) 住民への避難指示等の伝達にあたっては、町防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ確実な伝達に努めるものとする。

第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動

第1 基本方針

雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにもつながる。

このため、適切な除雪の実施、雪崩災害の防止活動が必要である。

なお、平成26年11月21日災害対策基本法の一部改正により大規模災害時における道路管理者による放置車両対策の強化がされているので、この運用が必要かつ重要である。(資料編参照)

第2 主な活動

- 1 迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施
- 2 雪害時における鉄道の運行を確保するための活動の実施
- 3 雪害時における通信を確保するための活動の実施
- 4 豪雪地帯の住民等の安全確保を図るための活動実施
- 5 冬季における児童生徒の教育の確保
- 6 文化財に積雪による破損等のおそれがある場合の応急活動の実施
- 7 警備体制の確保による応急活動の実施
- 8 雪崩災害の発生及び拡大を防止するための活動の実施

第3 活動の内容

1 除雪等活動

(1) 基本方針

救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、被害の拡大を抑制し、緊急物資を被災者に供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

このため、迅速かつ効果的に行うためには、線路の正確、降雪量、積雪震、交通障害の程度、除雪能力等を勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。

なお、関連する他の道路との整合は常に図るものとする。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 町は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図る。

(イ) 町は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し屋根の雪下ろしを督促するとともに、必要に応じて支援を行うよう努める。

イ 【地方整備局が実施する対策】

道路交通確保のため、道路管理者が除雪等適切に判断して随時除雪の出動を実施するよう要請する。

なお、除雪に関する機関は、除雪についての情報を随時交換し、相互に協力するとともに、民間機関の所有する除雪機械の出動について必要のつど応援協力を要請し、除雪が早期適切

に実施できるように措置するよう要請する。

2 鉄道運行確保計画

(1) 基本方針

雪害時における輸送対策については、地域住民、観光客の足を守るという観点にたつて、可能な限りの機動力及び人力を動員して除雪に努め、鉄道輸送の信頼度を高めることを基本的考え方とし、雪害時の輸送確保に対処していく。

このためには、的確な気象情報の把握により降雪が激しくなる前に、適時適切な運転規制を行い、常に早めの除雪体制により、少なくとも通勤通学列車と、観光客等が多く利用する列車については、極力運転を確保する。

なお、町とも事前に打ち合わせを行って、日頃の連絡協力体制を密にして、除雪等については協力を得るなどして、運転不能という事態は極力避ける。

(2) 実施計画

ア 【東海旅客鉄道株が実施する対策】

(ア) 除雪作業には、除雪車両及び除雪機械等を適正配備し、機械による除雪と人力による除雪の総力を終結してこれにあたるようする。

(イ) 列車の運転を確保するため、降雪状況に応じて、排雪列車を優先的に運行し、一般列車の運転規制を実施する。

(ウ) 雪崩発生危険箇所には、防護施設の整備を行うとともに、警戒に努め、必要に応じ予防措置を行い安全運行の確保を図る。

(エ) 雪害時においては、旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期するため、必要に応じ給食・医療等の手配を行うが、非常時においては、町・住民等に協力を求めて給食・医療の万全を期する。

(オ) 雪害時において旅客の生命、身体に危険が及び社内において対応が不可能となった場合は、状況に応じて消防機関に応援要請する。自衛隊については自衛隊法に基づき長野県知事に対して自衛隊の派遣をする。

3 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、必要な応急措置を実施する。

(2) 実施計画

電気通信設備の復旧体制

ア 【東日本電信電株が実施する対策】

(ア) 災害が発生し、又はおそれがある場合は、災害の規模その他の状況により、必要な災害対策組織を配置し、通信の疎通確保と迅速な復旧に努める。

(イ) 応急復旧に必要な物資については、支店保有の資材を使用し、不足を生じる時は、他支店に保有する資機材を使用する。

また、通信の疎通を確保し、被災した設備を迅速に復旧するため、災害対策用機器及び

車両を配備する。

(ウ) 災害のために通信が途絶し、又は通信が著しく輻輳したときは、定められた復旧順位により応急復旧措置を実施する。

4 住民等の安全対策、福祉対策

(1) 基本方針

雪下ろしや除雪作業の際の安全の確保を図り、高齢者世帯等の雪下ろし等の実施が困難な世帯の安全確保のための住宅除雪支援員の派遣検討を行う。

さらに降雪が続き広域的除雪支援が必要な場合は、広域的な地域住民等による支援やボランティアによる支援を行う。

(2) 実施計画

ア 【町・社会福祉協議会等が実施する対策】

(ア) 住民等による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実施する。

(イ) 広範囲な地域住民等の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施する。

5 授業の確保等

(1) 基本方針

保育園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校においては、幼児及び児童生徒の生命・身体の安全確保に万全を期するとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

【教育委員会が実施する対策】

町立の学校においては、以下の対策を実施する。

ア 学校長は児童生徒及び保護者に対し確実かつ迅速に連絡体制をとる。

イ 学校長は天候の急変に際して、県教育委員会と密接な連絡の上、始業、就業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。

ウ 学校長は、豪雪による交通機関の停止または遅延に際しては遠隔地通学児童生徒等の実態を踏まえ、授業日の振替、始業・終業時刻の変更等学校運営について弾力的に対応する。

エ 学校長は、山間部から通学する児童生徒等の生命保護のため雪崩発生恐れがあるときには、気象情報等を伝達するなど事故防止に努める。

オ 積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損する恐れがある場合、学校長はこれを防止するため雪下ろしを実施する。

なお、雪下ろしのいとまがない場合には、一時建物の使用を禁止する等の措置をとる。

6 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民及び住民全体の財産であり、正しく次世代に継承していくこ

とが必要である。

本県における国・県指定文化財の中で、山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがある場合は、適切な応急対策を講ずる。

(2) 実施計画

【所有者等が実施する対策】

積雪量が一定量を越えると、文化財建造物等の耐久度により破損や損傷のおそれがある場合、これを防止するため時期を逸しないよう雪下ろしを実施するものとする。

7 雪崩災害の発生及び拡大の防止

(1) 基本方針

本町においては、雪崩等の災害が発生する可能性があるため、適切な応急対策を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【中部森林管理局が実施する対策】

積雪が発生した場合、土木及び林業用機械について町等から要請があった場合、協力する。

8 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸政策を推進し、雪害が発生し又は発生する恐れがある場合には、早期に警備体制を確立して人命の保護を第一義とした活動に努めるものとする。

(2) 実施計画

【警察本部が実施する対策】

ア 警備措置

(ア) 事前措置

- a 事前情報の収集と情勢判断
- b 警備体制の確立
- c 装備、資器材等の確保
- d 関係機関との連絡強調
- e 広報活動の実施

(イ) 雪害発生時の措置

- a 雪害情報の収集、被害の調査等
 - (a) 事前情報
 - (b) 雪害発生時の情報
 - (c) 関係機関に対する連絡
- b 避難措置等
 - (a) 雪崩予想箇所等危険区域の警戒
 - (b) 町の行う「避難指示」に対する必要な助言及び協力
 - (c) 避難誘導

- (d) 避難後の措置
- c 罹災者の救出（救護）活動
 - (a) 人命救助活動
 - (b) 関係機関の行う救護活動に対する協力
- (ウ) 雪害発生後の措置
 - a 犯罪の予防・取締
 - b 行方不明者の捜索・死体の見分
 - c 各種紛争事案に対する措置
 - d 他機関の行う応急対策実施に対する協力
 - e 広報の実施
 - (a) 雪害の状況
 - (b) 今後の見通し
 - (c) 復旧措置の状況
 - (d) 罹災者の収容状況
- イ 交通の確保（規制）措置
 - (ア) 道路交通の実態調査
 - (イ) 関係機関との連絡強調
 - (ウ) 所要の交通規制の実施、迂回、誘導措置
 - (エ) 交通整理、取締員の配置
 - (オ) 交通情報の収集・提供
 - (カ) 交通安全施設等の視認性の向上
 - (キ) 交通規制の広報

第3節 避難受入活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮

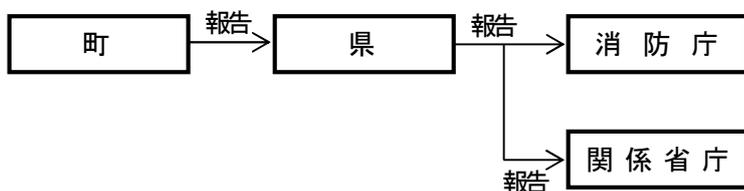
風水害対策編

第3章

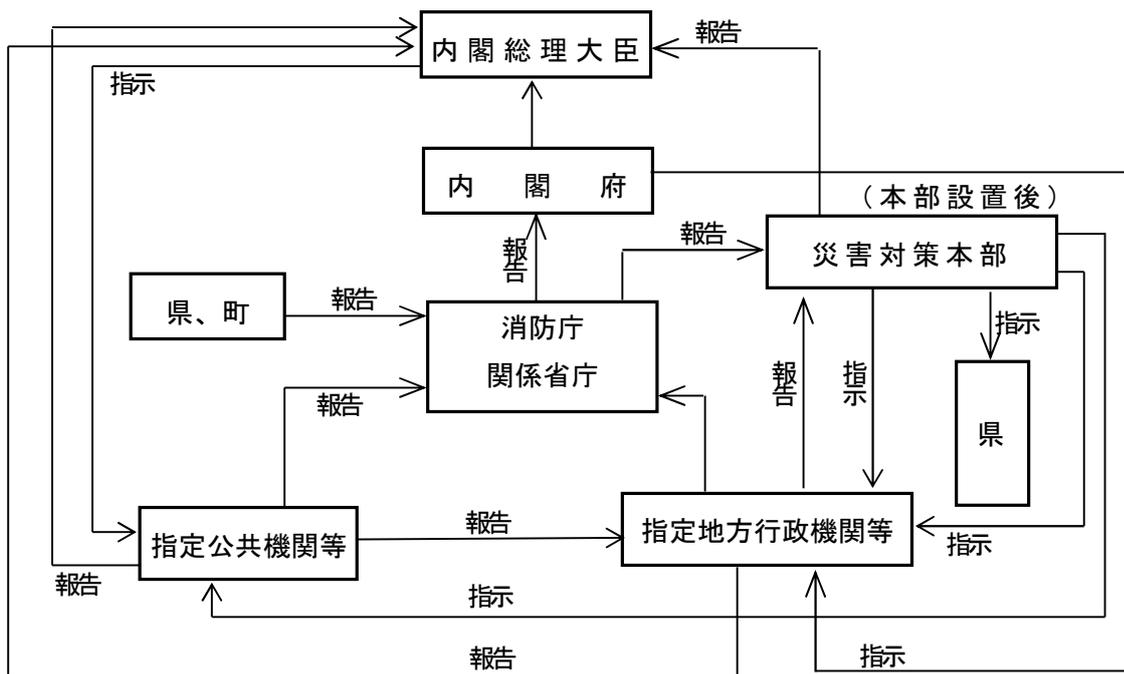
第12節 避難受入及び情報収集活動参照

雪害における連絡体制

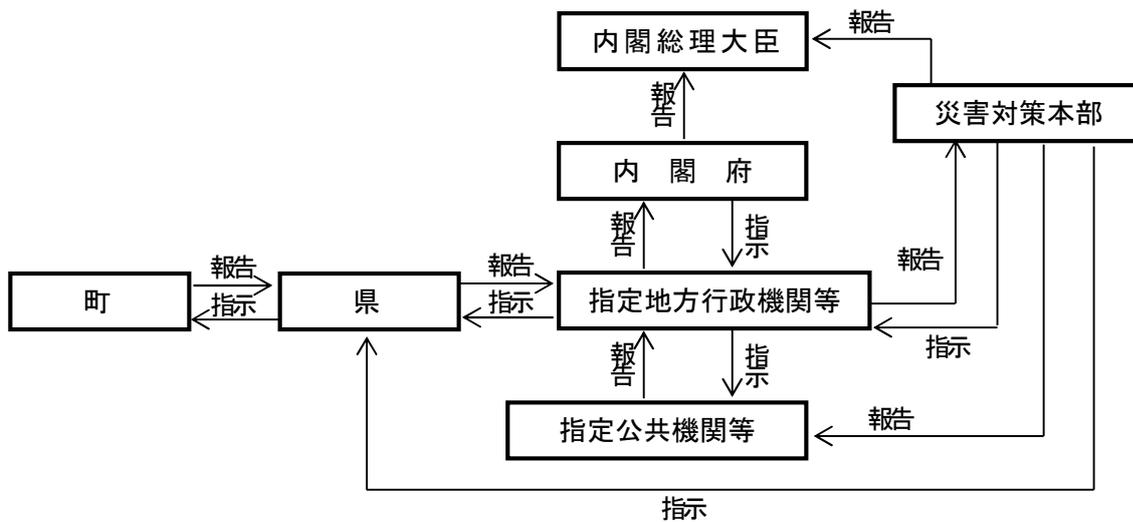
(1) 災害発生直後の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集



(3) 応急対策活動情報の連絡



航空災害対策編

第1章 災害予防計画

第1 基本方針

航空運送事業者等の運航する航空機の墜落等の大規模な事故による多数の死傷者の発生を予防し、また万が一の事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助、救急、消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の被害減少に万全を期する。

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

第1 基本方針

町及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備、情報の分析整理について必要な体制の整備を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 関係機関及び機関相互における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、発災現場等や民間企業・報道機関及び住民等からの情報収集体制の整備を行う。
- 2 機動的な情報収集活動を行うための車両、画像情報収集の整備を行う。
- 3 通信手段の確保

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 基本方針

町及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間・休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

(2) 実施計画

ア 【関係機関が実施する計画】

(ア) 松本空港の離発着陸機及び長野県内の航空機の運航状況について、可能な限り把握に努めるとともに、県、航空運送事業者への連絡体制の整備を図る。(東京航空局)

(イ) 航空機の安全運航に係る松本空港の気象状況についての的確な実況監視を行い関係機関へ伝達する体制を整備する。(東京航空地方気象台松本航空気象観測所)

2 情報収集を行うための情報収集手段の整備

(1) 基本方針

航空機が消息を絶つ等、遭難が予想される場合は、上空からの捜索が有効である。機動的な情報収集が行えるよう、航空機等の有効利用ができる体制づくりを行う。

(2) 実施計画

ア 【関係機関が実施する計画】

航空運送事業者においては、災害情報の収集及び連絡に必要な、情報収集機材の整備に努める。

第2節 災害応急体制の整備

第1 基本方針

町及び航空運送事業者は、あらかじめ、非常時の職員の体制、救助、救急医療、消火活動に必要な体制の整備を図るものとする。

第2 主な取り組み

- 1 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制をあらかじめ整備する。
- 2 空港管理者、消防・警察機関及び医療機関は救急救助用の資機材の整備、医療資機材備蓄等に努める。
- 3 関係者への的確な情報伝達活動を行う。

第3 活動の内容

- 1 救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄

(1) 基本方針

県、町、医療機関等の救助・救急関係機関は、各種活動を迅速かつ的確に実施するため、必要な資機材の整備に努める。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 救助工作車、救急車、照明車等の車両、その他応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

- 2 災害応急体制の整備

(1) 基本方針

災害発生時には防災関係機関相互の連携体制が重要であり、町及び公共機関、航空運送事業者は、応急活動及び復旧活動に関し各関係機関において相互応援の協定を検討する等平常時より連携を強化しておくものとする。

(2) 実施計画

ア 【町が実施し、関係機関に要請する計画】

(ア) それぞれの機関の実状に応じた職員の非常参集体制の整備を図る。

- (イ) それぞれの機関の実状を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順・使用する資機材や装備の使用方法等の習熟及び他の職員・関係機関等との連携等について徹底を図る。
- (ウ) 消防の応援については他市町村と協定の実施を促進する等、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

航空機の墜落等の大規模な事故により多数の死傷者が発生した場合に迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限に止めることを目的とする。

第1節 情報の収集・連絡・通信の確保

第1 基本方針

町及び航空運送事業者等は、事故発生の情報及び被害の状況について情報を得た場合は速やかに情報の収集、関係機関への連絡にあたるものとする。

第2 主な活動

- 1 町は、航空機や画像情報による情報収集を行うとともに、被害規模に関する概括的情報を関係機関へ報告する。
- 2 町は、応急対策の活動状況を相互に連絡し合うとともに、県、国土交通省等非常災害対策本部との情報交換に努める。

第3 活動の内容

1 情報の収集及び報告

(1) 基本方針

町は、画像等により収集した情報・災害直後の1次情報を得た場合、直ちに関係機関へ報告を行う。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

- (ア) 県より災害の情報を受けた場合、目視・撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。
- (イ) 人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに上伊那地方事務所に連絡する。
- (ウ) 一般被害情報については、被害情報を収集し必要に応じ消防庁・国土交通省及び関係省庁に連絡する。

イ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 自己運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合、直ちにその情報を国土交通省へ連絡する。
- (イ) 災害発生直後の第1次情報等及び一般的情報等の被害状況を国土交通省に連絡する。
- (ウ) 一般被害情報については、被害情報を収集し必要に応じ消防庁・国土交通省及び関係省庁に連絡する。

2 応急活動対策の情報収集

(1) 基本方針

町は、応急対策の実施状況について相互に情報交換を行うとともに、広域応援体制の必要性について県、国土交通省の非常災害対策本部に対して随時連絡を行う。

(2) 実施計画

応急対策の活動状況・対策本部の設置状況・応援の必要性を県に連絡する。

3 通信手段の確保

(1) 基本方針

災害発生時に対応できるように、通信手段の確保に努める。

(2) 実施計画

ア 【町、関係機関が実施する対策】

災害発生直後は直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

第2節 活動体制の確立

第1 基本方針

町、関係機関等は災害発生後、速やかに活動体制の確立を図るため、必要な措置をとるものとする。

第2 主な活動

- 1 職員の非常参集、情報収集連絡体制等を確立し、必要に応じて災害対策本部を設置する。
- 2 被害等の規模によっては、必要に応じて広域応援の要請を行う。

第3 活動の内容

1 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

(1) 基本方針

発災を覚知した場合は、速やかに関係職員を参集するとともに、情報収集連絡体制の確立のために必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 発災後速やかに職員の非常参集・情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(イ) 指定行政機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(ウ) 必要に応じ関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し職員の派遣を要請する。

2 広域応援体制への早期対応

(1) 基本方針

被害規模により、広域応援体制をとる必要があることから、あらかじめ締結された広域応援

協定に基づき速やかに受援体制を整える。

(2) 実施計画

町は災害の規模等により、町のみでは十分な応急活動が行えない場合は、風水害対策編第3章第4節「広域相互応援活動」において定めるところにより、応援要請を行うとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整える。

第3節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

第1 基本方針

事故による災害が発生した場合には、関係機関は速やかに相互に連携して搜索、消火、救助、医療活動を実施する。

第2 主な取組み

- 1 航空機の遭難などの情報を得た場合は、ヘリコプター等多様な手段を活用した搜索活動を実施する。
- 2 空港管理者等は、航空災害が発生した場合は消防機関と連携した消火活動を実施するとともに必要に応じて、関係機関への応援要請を行う。
- 3 関係機関等の協力を得て医療活動を実施する。
- 4 緊急通行車両の通行を確保するため、交通規制を適切に実施する。

第3 活動の内容

- 1 関係機関による、ヘリコプター等多様な手段を活用した搜索活動の実施

(1) 基本方針

東京救難調整本部から、航空機の遭難情報を得た場合は速やかにヘリコプター等を活用した搜索活動を実施する。

(2) 実施計画

町は、関係機関にヘリコプターを利用するなど様々な手段を要請し相互に連携して搜索を実施するものとする。県から災害の発生情報を得た場合は、消防機関においては速やかに消防団と連携した搜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。

- 2 消火・救助活動の実施

(1) 基本方針

災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、あらかじめ定められた救助計画等により、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。

(2) 実施計画

ア 【町及び関係機関が実施する対策】

空港外で発生した場合は、風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動及び第8節「消防・水防活動」に定めるところにより救助・救急活動及び消火活動を実施する。

3 医療活動の実施

(1) 基本方針

多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、地域医師会や日本赤十字社長野県支部、自衛隊等の関係機関の協力を得て、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

(2) 実施計画

【町及が実施する対策】

空港外で発生した事故の場合には、風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより、医療活動を実施する。

4 緊急車両の通行確保と交通規制の実施

(1) 基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

(2) 実施計画

【町及び関係機関が実施する対策】

ア 現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

イ 緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等に交通誘導の実施等を要請するものとする。

ウ 交通規制に当たって、警察機関、道路管理者及び非常災害対策本部は、相互に密接な連絡をとる。

第4節 関係者等への情報伝達活動

第1 基本方針

被災家族等からの問い合わせに的確に対応できるように必要な人員の配置などにより対応する。

第2 主な活動

- 1 被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- 2 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- 3 関係者等からの問い合わせに対する対応

第3 活動の内容

1 被災家族への情報伝達活動

(1) 基本方針

被災家族等のニーズを充分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する対策】

航空運送事業者は搭乗者名簿の提供等を速やかに行い、積極的に情報を提供する。

2 一般住民への情報伝達活動

(1) 基本方針

地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

(2) 実施計画

ア 【関係機関が実施する対策】

(ア) 航空運送事業者は航空機の運航等交通機関利用者、一般住民の必要な情報の提供を行う。

(イ) 住民全体に対し航空災害の状況・安否情報等ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

(ウ) 情報の公表や広報活動の際、その内容について相互に通知し情報交換を行う。

(エ) 情報伝達に当たっては、放送事業者・通信社・新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

また、安否情報・交通情報・各種問い合わせ先等を、随時入手したいというニーズに答えるため、インターネットポータル会社等の協力を求めて的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

3 関係者等からの問い合わせに対する対応

(1) 基本方針

関係者等からの問合せに的確に対応できるように、必要な人員の配置等を整備する。

(2) 実施計画

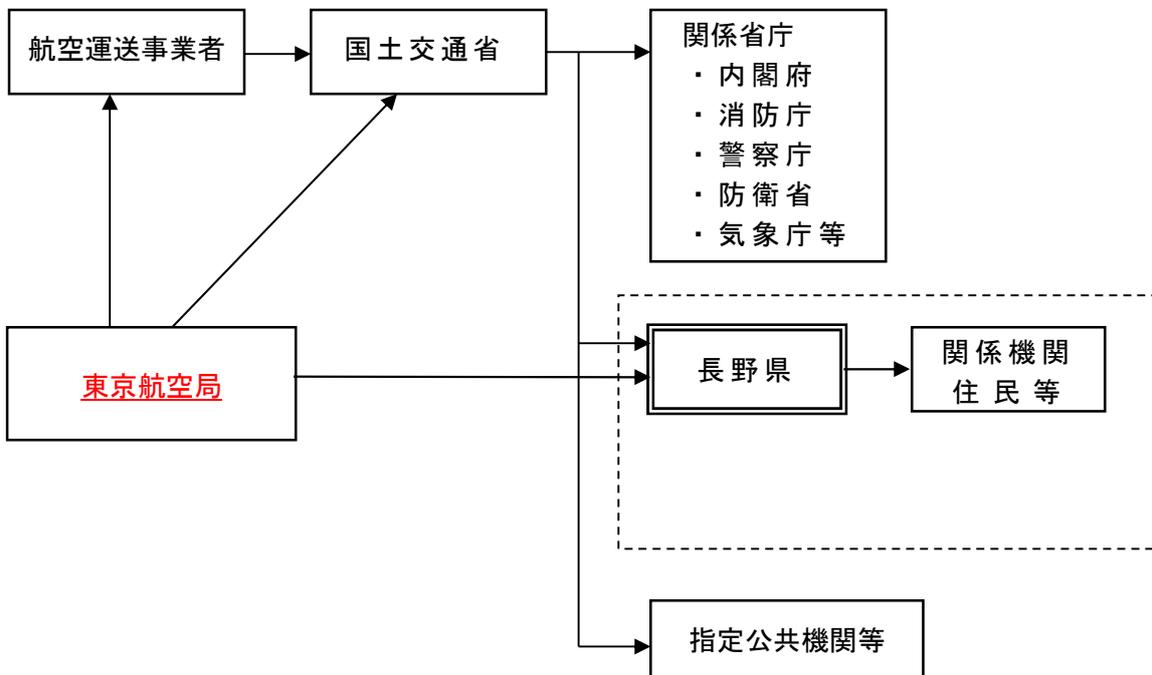
【町、関係機関が実施する対策】

ア 町及び関係機関は、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応出来るように必要に応じて人員の配置等の体制の整備に努める。

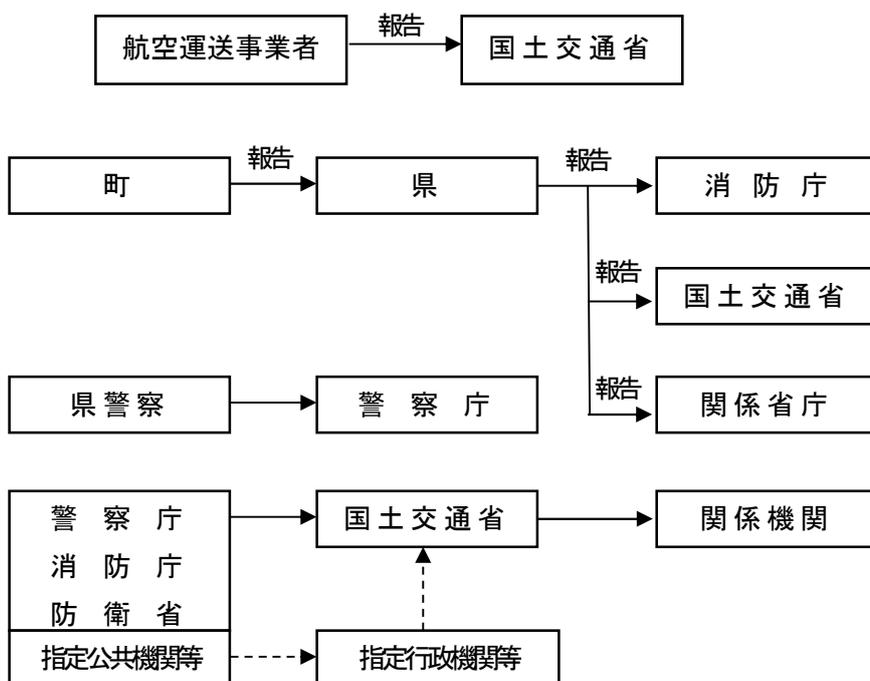
イ 情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

航空災害における連絡体制

(1) 航空事故情報等の連絡

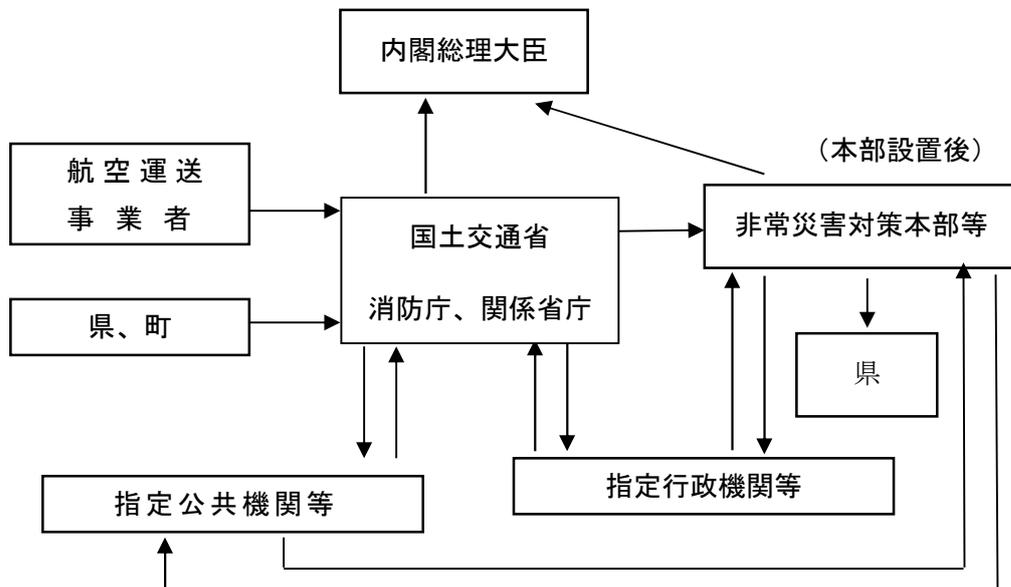


(2) 航空事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

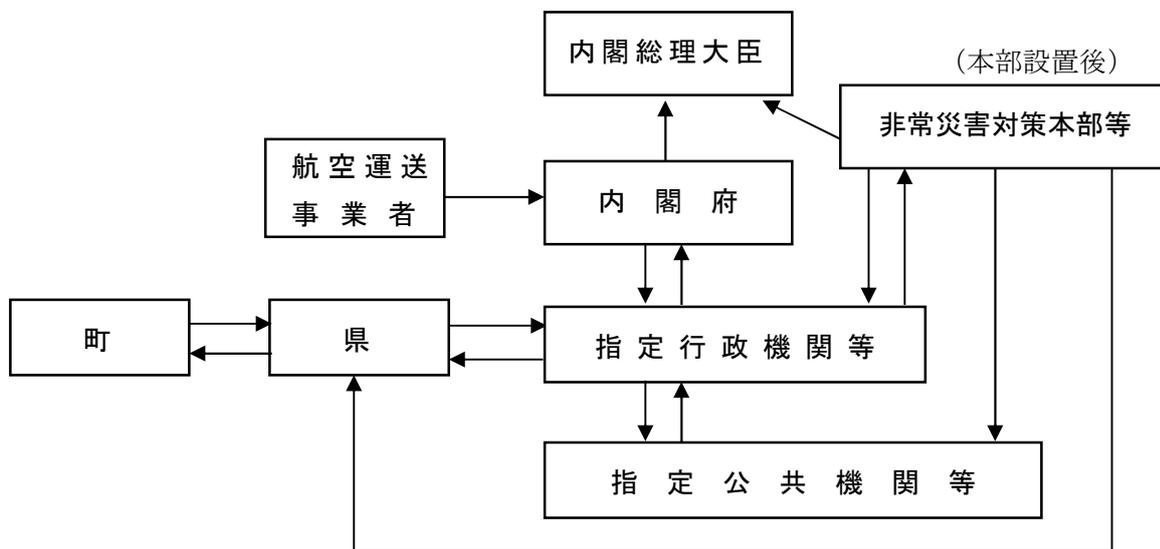


大規模な場合 (-----▶ は、指定公共機関等の場合)

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や町との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

道路災害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生じることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び住民等の生命身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

第1 基本方針

自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう、各関係機関において情報交換を図る等、平常時より連携を強化しておく。

第2 主な取組み

関係各機関の情報連絡体制、連携を強化し、気象情報・注意報等の的確な発表、伝達の実施に努める。

第3 活動の内容

1 気象情報・注意報等の的確な発表、伝達等

(1) 基本計画

道路利用者に対する気象情報・注意報等の周知不足が大災害に発展した場合も多く、情報収集とともに、道路利用者に情報を周知することが求められる。

(2) 実施計画

【長野地方気象台が実施する計画】

気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報並びに情報を各関係機関へ速やかに伝達する。

第2節 道路（橋梁等を含む）の整備

第1 基本方針

自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう安全に配慮した道路（橋梁等を含む）整備を行う。また、気象条件により自然災害・事故等の発生のおそれがあるときは、未然にこれを防ぐ施設を整備する。

第2 主な取組み

道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等に対する安全性を確保するために、危険箇所の点検を実施し、道路（橋梁等を含む）の整備を図る等、平常時より連携を強化しておく。

第3 活動の内容

1 道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等に対する安全性の確保

（1）基本方針

自然災害・事故が発生した場合、道路（橋梁等を含む）は、落石、法面崩壊道路への土砂流出、道路決壊、橋梁等重要構造物の破損、電柱等の倒壊、事故車両等によって交通不能あるいは交通困難な状態になる場合も予想される。この対策として各道路管理者並びに警察等関係機関は、道路（橋梁等を含む）について自然災害・事故等に対する対策の強化を図る必要がある。

（2）実施計画

ア 【町が実施する計画】

（ア）町は、それぞれの施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備に努める。

（イ）自然災害・事故等が発生した場合に救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅等整備に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

（ア）自然災害・事故等が予測される危険箇所等について現場点検の実施に努め、緊急度の高い箇所から逐次必要な対策を実施する。（地方整備局、中日本高速道路（株））

（イ）災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。（地方整備局、中日本高速道路（株））

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合に備えて、平素から情報の収集・連絡体制、災害応急体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 関係各機関において緊急に必要となる相互支援について、平素から情報の収集・連絡体制、災害応急体制の整備を図る。
- 2 関係者への的確な情報伝達活動を行う

第3 活動の内容

1 災害応急体制の整備

(1) 基本方針

自然災害・事故等により、道路（橋梁等を含む）が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、各機関単独では対応が遅れる恐れがある。

この対策として被災後の応急復旧及び復旧活動に関し、各関係機関において緊急時の相互応援が必要な場合に備えて、平常時から連携を強化しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるように努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

町は、地域防災計画の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。

(ア) 情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

(イ) 情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努めるものとする。

(ウ) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなどの体制の整備を推進するものとする。

(エ) 民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

(オ) 町は、実状に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

(カ) 町は、それぞれの機関の実状を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使

用方法等の習熟，他の職員，機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県、町の協定等に協力する。(全機関)

(イ) 道路管理者は、自然災害・事故等の発生時において、資機材の調達及び応急復旧が緊急に必要となる場合に備え、事前に必要な措置を講じておく。(地方整備局)

(ウ) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図る。(医療機関)

(エ) (一社)長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。
(医師会)

2 関係者への的確な情報伝達体制の整備

(1) 基本方針

町は、道路管理者に、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう体制の整備を行うよう要請する。

(2) 実施計画

道路管理者に、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を、放送事業者等との連携を図りながら整備しておくよう要請する。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。

また、必要に応じ迂回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止めるとともに、応急復旧工事を行う。被害が甚大な場合は、必要に応じて相互に支援を行うことにより処理する。

第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、その後の救急・救助活動や応急対策に資するようにする。

第2 主な活動

情報不足による混乱の発生及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・提供・連絡活動の実施

(1) 基本方針

災害発生時に迅速な情報を収集することは、災害応急対策を実施する上で重要である。このため、迅速な情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

また、被害拡大の防止等を図るため、道路利用者への情報提供に努める。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) パトロール等の結果や通報等により入手した情報を、速やかに県、関係各機関へ通報する。

(イ) 県から災害の情報を受けた場合、必要に応じ目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。

(ウ) 人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県、関係機関へ連絡するものとする。

(エ) 一般被害情報の収集をし、必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

(オ) 応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を県等に連絡する。

イ 【関係機関が実施する対策】(地方整備局、中日本高速道路(株))

(ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、道路管理者は速やかにパトロールを実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努める。

(イ) 道路管理者はパトロール等の結果、災害の発生またはそのおそれがある場合、速やかに町、県、関係機関へ通報する。

また、町や県、他の機関等から入手した応報を道路復旧に活用する等お互いに協力する。

第2節 救急・救助・医療及び消火活動

第1 基本方針

道路災害が発生した場合には、負傷者の救急・救助活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が協力体制を確立する。

第2 主な活動

町及び関係各機関は、道路事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助、医療及び消火活動等に努める。

第3 活動の内容

1 救急・救助、医療、消火活動

(1) 基本方針

道路災害発生時においては、何をおいても人命を第一とし、迅速な救急・救助、医療及び消火活動に努める。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

「風水害対策編」第3章「災害応急対策計画」第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消防活動を実施する。

イ 【道路管理者が実施する対策】

事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう務めるとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力する。

第3節 災害応急対策の実施

第1 基本方針

各機関は、自然災害・事故等が発生した場合は、災害応急対策を円滑かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期するものとする。

また、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかに道路利用者に周知する。

第2 主な活動

- 1 道路管理者、指定行政機関、公共機関等それぞれが、陸上障害物除去、緊急輸送路確保等の応急活動を実施する。

また、被害の拡大を防ぎ、緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供する。

- 2 関係機関の間で整備した業務協定等に基づく応急活動を実施する。

第3 活動の内容

- 1 道路管理者等の応急活動の実施

(1) 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合には、速やかに道路障害物除去等の応急活動を実施し、被害を最小限にとどめるとともに、二次災害を防ぐために交通規制等を実施する。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

町内の道路（橋梁等を含む）の被害について、速やかに道路管理者及び関係機関に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努めるものとする。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) パトロール等の点検結果や道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。（地方整備局、中日本高速道路（株））

(イ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況等の情報について、道路情報版、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。（地方整備局、中日本高速道路（株））

- 2 関係機関の協力体制の確立

(1) 基本方針

各機関が協力して活動することは、災害応急対策を実施するうえで有効である。このため各機関が相互に情報を共有し、協力して災害応急対策活動を実施する体制を確立する。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

必要物資等について速やかに関係機関に要請するなど、連絡を密にし、協力して効果的な人員資材の運用に努める。

イ 【関係機関が実施する対策】

パトロール時等に行う点検の結果や通報等の情報を、速やかに町、県、関係各機関へ通報する。

また、町や県、他の関係機関等から入手した情報を道路復旧に活用するなどお互いに協力して、より効率的な人員資材の運用に務める。(地方整備局、中日本高速道路(株))

第4節 関係者等への情報伝達活動

第1 基本方針

被災家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置などにより対応する。

第2 主な活動

被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

被災家族等に対する的確な情報伝達活動

1 基本方針

被災家族等のニーズを十分に把握し、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

2 実施計画

【町、関係機関が実施する対策】

ア 道路事故災害の状況、安否状況、医療機関などの状況を把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配慮し、放送事業者、新聞、パソコンネットポータル会社の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

イ 情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合うものとする。

第5節 道路（橋梁等を含む）応急復旧活動

第1 基本方針

道路管理者は、迅速かつ的確に道路（橋梁等を含む）の応急復旧を行い、早期に道路交通の確保に努めるものとする。

第2 主な活動

道路交通の早期回復のため、道路（橋梁等を含む）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動を実施する。

第3 活動の内容

迅速な道路（橋梁等を含む）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動

1 基本方針

道路管理者は、被害の状況、本復旧までの工期施工量等を勘案し、迅速かつ的確な道路（橋梁等を含む）の応急復旧を図るものとする。

2 実施計画

（1）【町が実施する対策】

パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。

応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

（2）【関係機関が実施する対策】

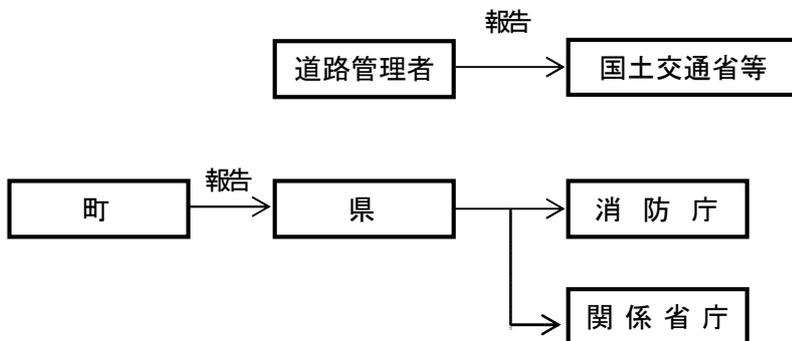
ア パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。

応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

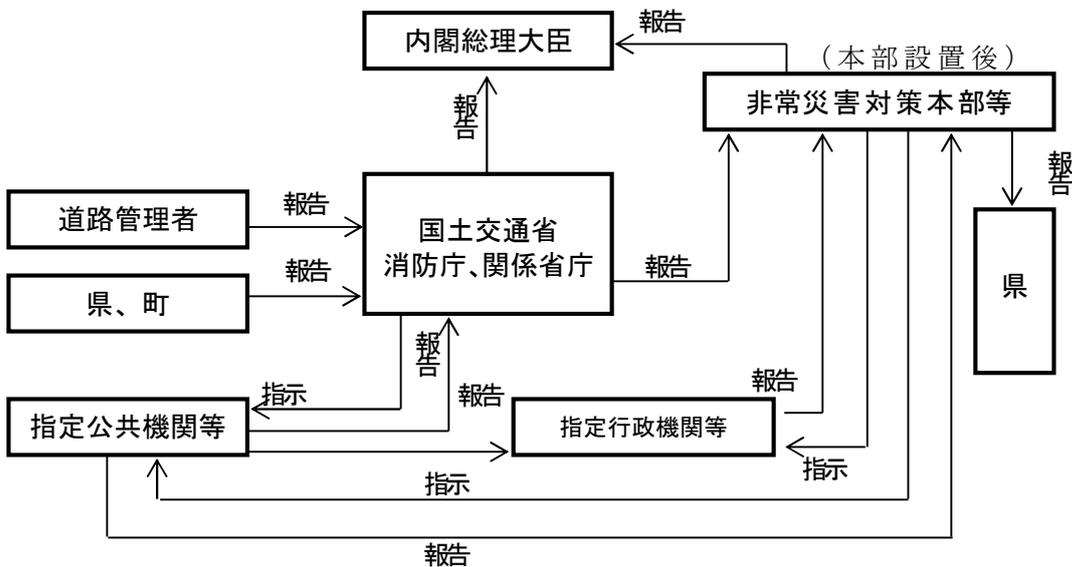
イ 県からの「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく要請に対して、公共施設の応急復旧工事等の活動を実施する。（（社）長野県建設業協会等）

道路災害における連絡体制

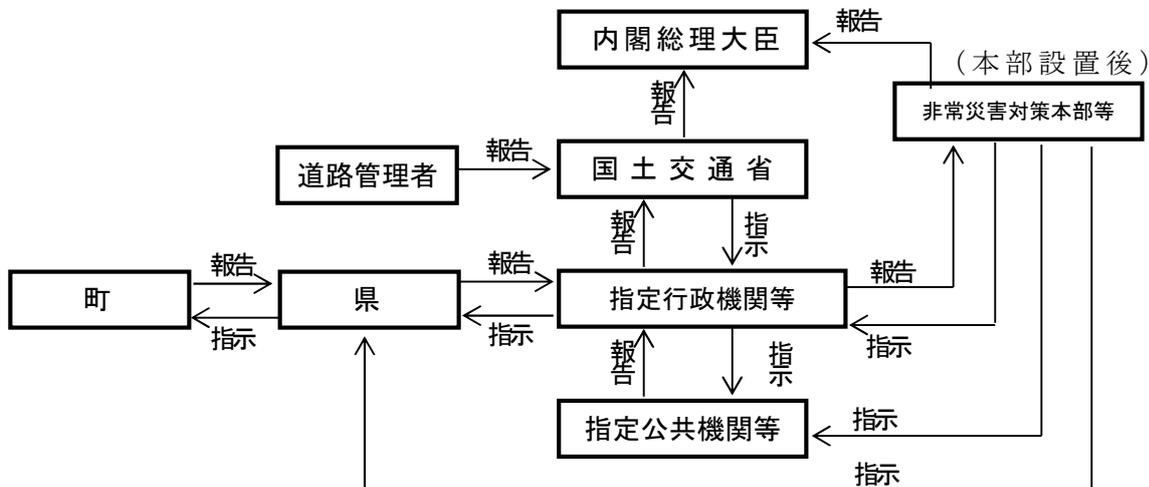
(1) 道路事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



鉄道災害対策編

本編において災害とは、災害対策基本法に基づく、大規模な事故を要因とする被害の発生をいい、具体的には、鉄道における列車の脱線衝突等に起因する多数の死傷者等の発生といった、大規模な鉄道事故による被害をいう。

第1章 災害予防計画

第1 基本方針

大規模な鉄道事故に備えて、鉄道及び車輛等の安全を確保し、利用者及び住民等の生命及び身体を保護するため、予防活動の円滑な推進を図る。

第1節 鉄道交通の安全のための情報の充実

第1 基本方針

踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線などの外部要因による事故を防止するため、踏切道の安全通行や鉄道事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。

第2 主な取り組み

鉄道事業者等は鉄道事故防止のための知識の普及に努める。

第3 計画の内容

事故防止のための知識の普及

1 基本方針

外部要因による事故を防止するため、鉄道事故防止などに関する知識を広く一般に普及する必要がある。

なお、東海旅客鉄道株式会社は当地方における事故の一次対応は伊那市駅としており、対応窓口は本社サービスセンター（050-3772-3910）であるので、これらシステムを承知して対応しなければならない。

2 実施計画

【鉄道事業者が実施する計画】

全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等の広報・啓発活動を行うよう努めるものとする。

第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等

第1 基本方針

大規模鉄道事故の防止のためには、軌道・踏切等の施設や安全のための設備の整備・充実を図るとともに、鉄道施設周辺の安全を確保する必要がある。

また、被害がさらに拡大することを防止するため、あらかじめ適切な措置を講じる必要がある。

第2 主な取り組み

- 1 町、道路管理者及び鉄道事業者は、必要な場合踏切道改良のため必要な対策を講ずる。
- 2 鉄道事業者は、鉄道施設の保守を適切に実施するとともに、運転保安設備などの整備・充実に努めるほか、鉄道事故による被害の拡大を防止するため、あらかじめ必要な対策を講ずる。
- 3 町及び道路管理者は、鉄道施設周辺の安全を確保するために必要な対策を講ずる。
- 4 町は、鉄道事故による住民生活への支障等を防止するために必要な措置を講ずる。

第3 計画の内容

1 踏切道の保守・改良

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、踏切道の保守・改良等に万全を期する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町、道路管理者及び鉄道事業者が実施する計画】

踏切道の改良のため、以下の対策の実施に努めるものとする。

- (ア) 踏切道の立体交差
- (イ) 踏切道の構造の改良
- (ウ) 踏切保安設備の整備

2 施設・設備の整備

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、軌道及び列車防護施設・保安設備等の点検・整備等に万全を期す必要がある。

(2) 実施計画

ア 【鉄道事業者が実施する計画】

事故を防止するとともに、事故の発生に際し、迅速かつ円滑な措置を講じることができるよう、以下の対策を行うよう要請する。

- (ア) 線路・路盤等の施設の適切な保守
- (イ) 線路防護施設の整備の推進
- (ウ) 列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実
- (エ) 諸施設の新設及び改良

(オ) 列車防護用具、災害用資材及び非常用器材等の整備

(カ) 救援車・作業者等の整備

(キ) 建築限界の確認

(ク) 保安設備の点検・整備

非常用具及び応急工事用具、材料は、随時点検を行い、整備しておくとともに、これを使用したときは、その都度点検しておく。

また、これらの保管箇所及び数量を関係社員に周知しておく。

イ 【東海旅客鉄道（株）が実施する計画】

非常用具及び応急工事用具、材料は、年2回以上の点検を行い、整備しておくとともに、これを使用したときは、その都度点検しておくものとする。

また、これらの保管箇所及び数量を関係社員に周知しておくものとする。

3 鉄道施設周辺の安全の確保

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、鉄道施設周辺の安全を確保するための適切な措置を講じる必要がある。

(2) 実施計画

ア 【県及び町が実施する計画】

大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険箇所の把握、必要により防災工事の実施などの土砂災害対策を講じるものとする。

イ 【鉄道事業者が実施する計画】

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

4 被害の拡大を防止するための事前の措置

(1) 基本方針

大規模事故が発生した際に、さらなる被害の拡大を防ぐために、あらかじめ適切な措置を講じておく必要がある。

ア 【町が実施する計画】

主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び住民等への支障並びに地域の孤立化を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災害対策等を重点的に実施する。

イ 【鉄道事業者が実施する計画】

(ア) 鉄道事業者及び関係機関等の所有する応急用建設機材の配置状況及び数量等を把握するとともに、事故発生時においてこれらを緊急に使用できるよう、その方法等を定める。

(イ) 事故の発生により、走行する列車の運行に支障が生ずるおそれのあるときには、鉄道施設及びその周辺の監視強化を行い、輸送の安全確保に努める。

ウ 【北陸信越運輸局が実施する計画】

- (ア) 鉄道事業者に対し、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるよう指導する。
- (イ) 鉄道事業者に対し、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の災害等防止設備の点検及び除雪体制整備等、積雪等に対する防災体制の確認を行うよう努めるとともに、災害により列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視等に努めるよう指導する。
- (ウ) 鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、必要により計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。また、利用者への情報提供のあり方については、①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、②計画運休の際の振替輸送のあり方、③地方自治体への情報提供の仕方など、鉄道事業者等と行った検討結果を踏まえ、国土交通省において作成したモデルケースを参考に各鉄道事業者において情報提供タイムラインをあらかじめ作成しておくよう指導する。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 基本方針

大規模事故の発生に際して、迅速かつ円滑な応急対策を実施し、復旧・復興に備えるために、あらかじめ体制等の整備を行う必要がある。事故発生においては、被害情報や負傷者の受入体制等の情報を、関係機関が迅速かつ適切に入手することが不可欠であるため、情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について、事前に連絡体制を確立する必要がある。

第2 主な取り組み

- 1 町及び鉄道事業者は、迅速・確実な情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 鉄道事業者は、事故発生時の重要通信の確保および外部機関との情報連絡手段の確保のため、必要な措置を講ずる。
- 3 町及び鉄道事業者は、応急措置のための救急救助体制、初期消火体制及び旅客避難体制の整備に努める。
- 4 町及び医療機関等は、日頃から相互の連携を密にし、応援・協力体制の確立を図る。
- 5 町、道路管理者及び鉄道事業者は、緊急輸送活動のための体制の整備を図る。
- 6 鉄道事業者は、事故の発生を想定した訓練を実施し、迅速かつ円滑な対応方法の確立を図る。
- 7 鉄道事業者は、事故復旧に備え、人員の応援計画及び復旧資材の調達計画を定める。

第3 計画の内容

1 情報収集・連絡及び応急体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、日頃から関係機関相互の連携を緊密にし、情報収集・連絡体制をあらかじめ整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

【町及び鉄道事業者が実施する計画】

- ア 事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われるよう、日頃から相互の連絡を緊密にし、体制をあらかじめ整備しておくものとする。
- イ 特に、鉄道事故を引き起こすおそれのある置石、落石等を発見した場合に、必要に応じて相互に連絡を取り合うための連絡体制を、事前に確立するものとする。

2 通信手段の確保等

(1) 基本方針

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、外部機関との情報連絡手段を確保する必要がある。

(2) 実施計画

ア【鉄道事業者が実施する計画】

- (ア) 事故発生時の重要通信の確保のため、指令電話及び列車無線等の整備に努める。

(イ) 外部機関との情報連絡手段を確保するため、無線電話又は災害時優先電話の整備に努める。

イ 【北陸信越運輸局が実施する計画】

(ア) 関係省庁、公共機関、地方公共団体とともに、また、鉄道事業者を指導して、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

(イ) 鉄道事業者に対し、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努めるよう指導するとともに、関係鉄道事業者に対し、衛星携帯電話や鉄道専用電話等の導入等について、早期に対応するよう指導する。その際、電気通信事業者の協力を得ることに努めるよう指導する。

(ウ) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

(エ) 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3 救助・救急・医療、消火活動のための体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時における迅速かつ円滑な救助・救急・医療、消火活動のため、適切な体制を整備し、関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

風水害対策編第2章「災害予防計画」第6節「救助・救急・医療計画」及び第7節「消防・水防活動計画」に定めるとおり体制の整備等に努める。

イ 【鉄道事業者が実施する計画】

(ア) 事故発生時直後における旅客の避難等のための体制の整備等に努めるとともに、町、県及び消防機関との連携の強化に努める。

(イ) 火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、町、県及び消防機関との連携の強化に努める。

(ウ) 事故発生時における混乱を防止し、秩序を維持するために、駅構内及び列車等における、旅客の誘導等に関する実施要領を定めるよう努める。

(エ) 鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として、一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。

4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 基本方針

医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、事故発生時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。

(イ) 近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法について、事前に定めておくものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制を図る。

(イ) (一社)長野県医師会は他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図る。

5 緊急輸送活動のための体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時の応急活動に必要な人員・資機材等の輸送のため、道路交通管理体制を整備するとともに、緊急自動車の整備等に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町、道路管理者が実施する計画】

町及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

イ 【鉄道事業者が実施する計画】

事故発生時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急輸送計画を定めておくとともに、緊急自動車の整備に努める。

6 防災訓練の実施と事後評価

(1) 基本方針

事故発生時に適切な行動をとることによって、被害を最小限にとどめるためには、具体的な状況を想定した日頃からの訓練が重要である。

(2) 実施計画

【鉄道事業者が実施する計画】

事故の発生を想定した情報伝達訓練を実施するとともに、警察機関、消防機関、町及び県の防災訓練に積極的に参加し、各機関と相互に連携した訓練の実施をする。

7 事故復旧への備え

(1) 基本方針

事故発生時の復旧作業に備え、あらかじめ計画を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

【鉄道事業者が実施する計画】

鉄道事業者は、施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に備え、人員の応援計画及び復旧資材の調達計画をあらかじめ定めておく。

第4節 再発防止対策の実施

第1 基本方針

鉄道事故が発生した場合には、類似・同種の事故の再発を防止することが極めて重要であり、そのため、徹底的な原因究明により再発防止を図る必要がある。

第2 主な取り組み

鉄道事業者は、事故の再発防止のため、その原因を究明し、究明した成果を安全対策に反映させるよう努める。

第3 計画の内容

1 事故原因の究明等

(1) 基本方針

鉄道事故の再発防止のため、その原因を究明し、安全対策に反映させるよう努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 【鉄道事業者が実施する計画】

(ア) 事故発生時直後の施設、車両その他の事項に関し、事故発生の直接又は間接の要因となる事実について、関係機関の協力を得て調査を進め、事実の整理を行う。

(イ) 事故の原因が究明した場合には、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故の再発防止に努める。

イ 【東海旅客鉄道（株）が実施する計画】

(ア) 事故復旧に従事する者は、事故の原因調査に協力するものとする。

(イ) 事故復旧に従事する者は、関係物件を保持するとともに、現場見取り図、写真等必要な資料を提供するものとする。

ウ 【北陸信越運輸局が実施する計画】

鉄道事業者とともに事故災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、警察機関、消防機関等の協力を得て運輸安全委員会が行う調査の支援を行う。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

本章では、大規模鉄道事故が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、鉄道事故に特有のものについて定めるものとする。

第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、正確な情報を迅速に収集し伝達することが極めて重要であり、そのため、情報収集・連絡体制を整備する必要がある。

第2 主な活動

- 1 鉄道事故情報については、鉄道事業者から収集し、町は、関係市町村及び県、関係機関に円滑かつ迅速に伝達する。
- 2 大規模鉄道事故発生直後の人的被害等の第1次情報、一般被害情報及び応急対策の活動情報等については、各関係機関が速やかにこれを調査・収集し、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに伝達する。

第3 活動の内容

1 鉄道事故情報等の連絡

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した際に、速やかに初動体制を確立するため、事故発生情報を直ちに収集し伝達する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町、鉄道事業者が実施する対策】

- (ア) 町及び鉄道事業者は、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、必要に応じて互いに連絡を取り合うものとする。
- (イ) 発見又は連絡に基づき、町は直ちに、警戒体制の強化、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講じるものとする。
- (ウ) 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者は直ちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

イ 【県及び東海旅客鉄道(株)が実施する対策】

- (ア) 東海旅客鉄道株式会社は、斜面の浮き石、落石等を発見した場合には「斜面災害対策連絡体制」に基づき、必要に応じて互いに連絡を取り合うものとする。
- (イ) 発見又は連絡に基づき、県は直ちに、警戒体制の強化、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。

(ウ) 発見又は連絡に基づき、東海旅客鉄道株式会社は直ちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置をとるものとする。

ウ 【北陸信越運輸局が実施する対策】

鉄道事業者に対し、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるよう指導する。

2 その他各種情報等の収集・連絡

(1) 基本方針

事故発生後の第1次情報（被害速報等）をはじめ、応急対策のために必要な各種の情報を、迅速かつ円滑に収集し伝達する必要がある。

(2) 実施計画

事故発生直後の第1次情報、一般被害情報及び応急対策活動情報等についての伝達系統は「鉄道災害における連絡体制」のとおり。

第2節 活動体制及び応援体制

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合において、適切な事故応急対策を実施するためには各関係機関が速やかに活動体制を整える必要がある。

第2 主な活動

- 1 鉄道事業者は、被害の拡大の防止のため、発生後速やかに必要な措置を講じ、必要な体制をとる。
- 2 町は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、被害の規模等により必要に応じて、応援を要請し又は応援を実施する。
- 3 町は、被害の状況等に応じて必要があれば直ちに、自衛隊に災害派遣を要請するための手続きをとる。

第3 活動の内容

1 鉄道事業者の活動体制

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合、鉄道事業者は速やかに活動体制を整え、適切な応急対策を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【鉄道事業者が実施する計画】

(ア) 被害拡大防止措置

- a 関係列車の非常停止の手配
- b 乗客の避難

(イ) 活動体制の確立

- a 職員の非常招集
- b 情報収集連絡体制の確立
- c 対策本部の設置

イ 【東海旅客鉄道（株）が実施する計画】

(ア) 非常招集の事故が発生したときは、飯田支店内に事故対策本部を、事故現場に自己復旧本部を設置するものとする。

(イ) 対策本部と復旧本部との間に、情報連絡を直接行うための臨時直通回線、FAX等必要な情報連絡設備を設置するものとする。

ウ 【北陸信越運輸局が実施する対策】

(ア) 鉄道事業者に対し、発災後速やかに、災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、あらゆる手段を用いた乗客の避難等の必要な措置を講ずるよう指導する。

(イ) 鉄道事業者に対し、その管理する鉄道施設等の被害状況の早急な把握、被災した鉄道施設等の迅速な応急復旧を行わせる。この場合、必要に応じて、応急復旧に係わる事業者間の広域的な応援体制が的確に機能するよう指導する。

(ウ) 鉄道事業者に対し、事故災害等が発生した場合には、鉄道利用者に対して復旧の見通し等について適切な情報提供に努めるよう指導する。

2 広域支援体制

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、その被害の状況等に応じて、町は広域応援を要請する。
また他の県・市町村からの要請に応じて応援をする。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

- ア 鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、他県・他市町村に応援を求めるものとする。
- イ 他県・他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整えるものとする。

3 自衛隊派遣要請

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合において、被害の状況等に応じて必要があれば直ちに、町は自衛隊に災害派遣を要請する。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第6節「自衛隊災害派遣活動」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

第3節 救助・救急・医療及び消火活動

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、負傷者等の救急・救助活動及び初期消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が協力を連携する必要がある。

第2 主な活動

町及び鉄道事業者は、鉄道事故発生に対して互いに連携し、迅速な救急・救助・消火活動に努める。

第3 活動の内容

救急・救助・医療及び消火活動

1 基本方針

救急・救助・医療及び消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、町・県及び鉄道事業者等が協力し連携する必要がある。

2 実施計画

(1) 【町が実施する対策】

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救急・救助・医療及び消火活動を実施する。

(2) 【鉄道事業者が実施する対策】

事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力するよう努める。

また、事故発生直後における初期消火活動を行うとともに、各関係機関の行う消火活動に可能な限り協力するよう努める。

(3) 【北陸信越運輸局が実施する対策】

ア 鉄道事業者に対し、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう指導する。

イ 鉄道事業者に対し、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう指導する。

第4節 緊急交通路及び代替交通手段の確保

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、緊急通行車両の通行のための緊急交通路を確保するとともに、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保する必要がある。

第2 主な活動

- 1 緊急交通路を確保するため、交通規制を行う。
- 2 鉄道事業者は、代替交通手段の確保に努める。

第3 活動の内容

1 緊急通行車両の通行を確保

(1) 基本方針

大規模鉄道事故は発生した場合には、緊急通行車両の通行のため、緊急交通路を確保する必要がある。

(2) 実施計画

【警察本部が実施する対策】

緊急通行車両の通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなど交通規制を行うものとする。

2 代替交通手段の確保

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保する必要がある。

(2) 実施計画

【鉄道事業者が実施する計画】

- ア 他路線への振替輸送。
- イ バス代行輸送
- ウ 被災していない鉄道事業者の協力による代替輸送

【北陸信越運輸局が実施する対策】

- (ア) 鉄道事業者に対し、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるよう指導し、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう指導する。
- (イ) 緊急自動車の通行に支障を及ぼさないよう、優先して開放する踏切の指定に向けた関係者間の協議や地震後の踏切の状況等に関する情報共有のための緊急連絡体制などを整備する。

第5節 関係者等への情報伝達活動

第1 基本方針

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、災害の状況、安否状況等の情報をきめ細かに正確に提供する。

また、地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

第2 主な活動

- 1 被災者家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- 2 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 被災者家族等への情報伝達活動

(1) 基本方針

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

(2) 実施計画

【町、鉄道事業者が実施する対策】

町及び鉄道事業者は相互に緊密な連絡をとりあいながら鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

このために、必要な人員を配置し、放送事業者、新聞社、インターネットポータル会社の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

【北陸信越運輸局が実施する対策】

鉄道事業者、関係機関等と連携の下、鉄道交通における事故災害の発生による乗客の被災者等に対する情報提供等の支援を行うための体制を整備し、必要なマニュアル等の策定、乗客の被災者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワークの形成等を図るものとする。

2 一般住民への情報伝達活動

(1) 基本方針

鉄道事故現場周辺の地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民に対して、随時情報の提供を行う。

(2) 実施計画

ア 【町、鉄道事業が実施する対策】

町及び鉄道事業者は相互に緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を的確に提供する。

このために、必要な人員を配置し、放送事業者、新聞社、インターネットポータル会社の

協力を得ながら随時情報の更新を行う。

イ 【鉄道事業者が実施する対策】

鉄道事業者は鉄道の運行等、交通機関利用者及び一般住民にとって必要な情報の提供を行う。

ウ 【北陸信越運輸局が実施する対策】

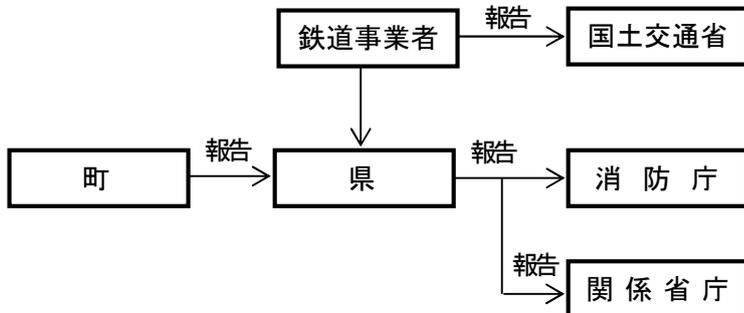
鉄道事業者に対し、二次災害発生の危険性のある箇所把握・監視・危険が切迫した場合の関係者への通報、倒壊等のおそれのある施設等の除去等の措置を講じるよう指導する。

報道機関等と協力して、施設等の被害状況、運行状況等に関する情報については、速やかに被災者を含めた一般国民に提供する。また、被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合には、乗客の被災者等に対する窓口等を通じた適切な情報提供に努めるものとする。

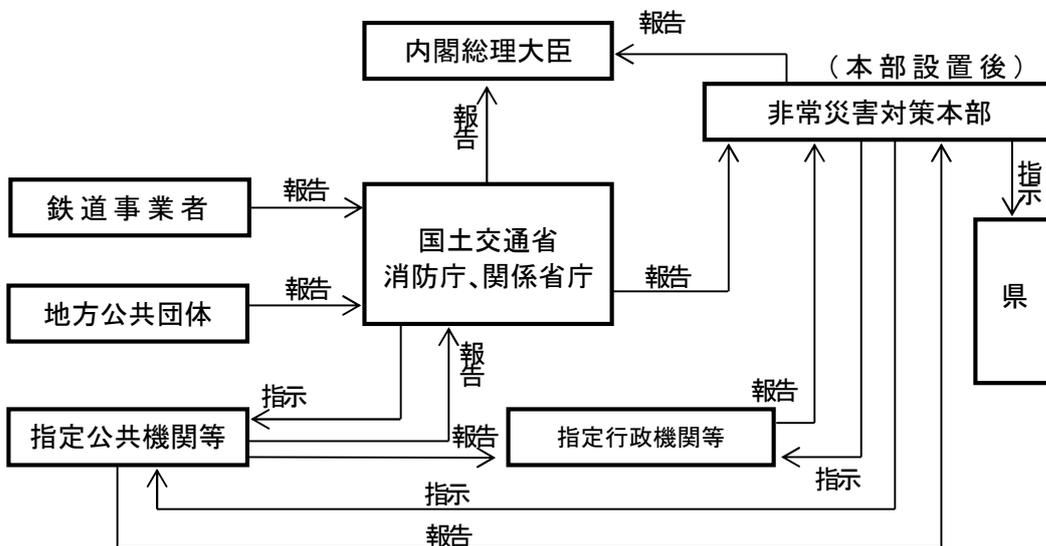
鉄道事業者に対し、可能な限り、復旧予定時期の明確化に努めるよう指導する。

鉄道災害における連絡体制

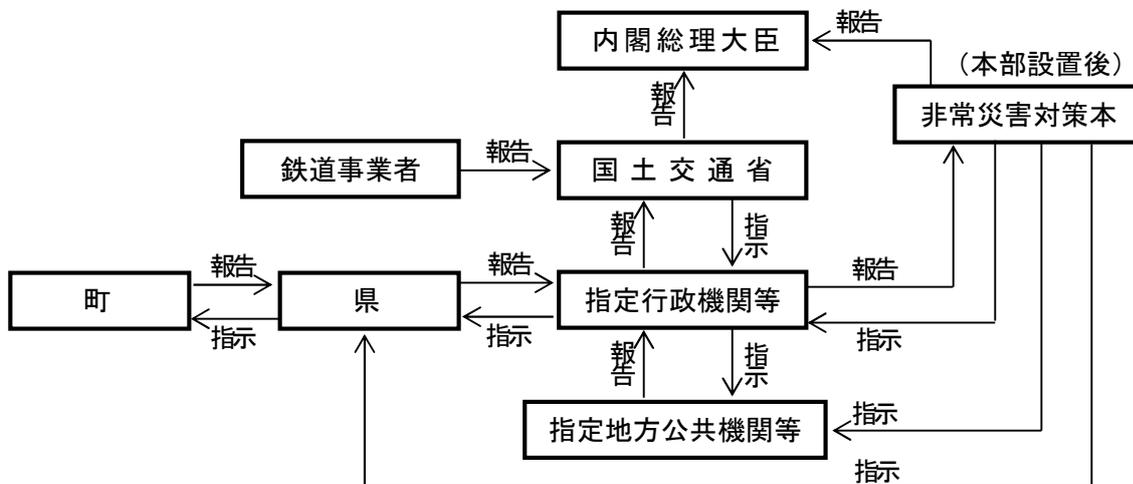
(1) 鉄道事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡

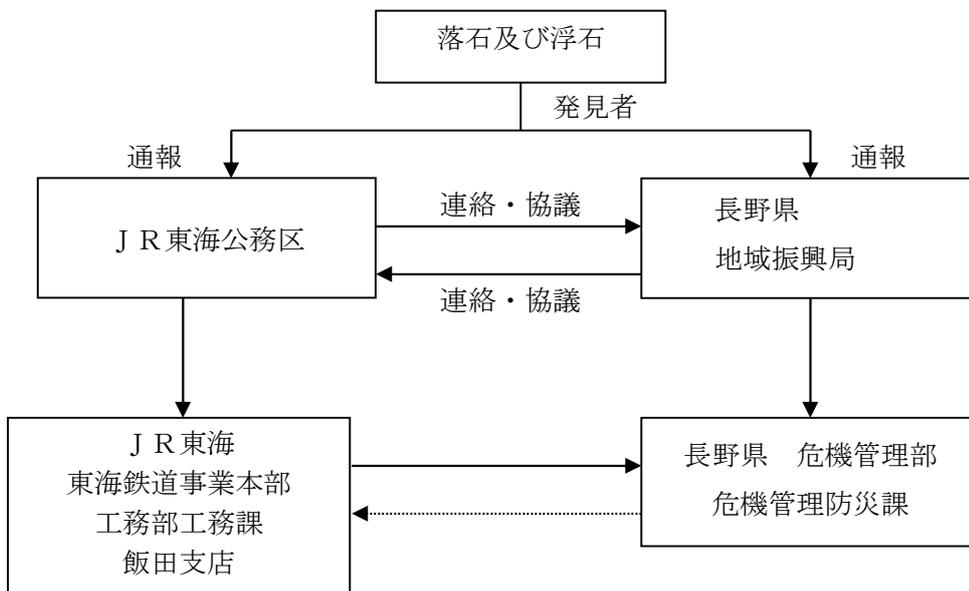


※ この図は、国の機関や町との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

飯 田 線	飯田支店	TEL 0265-22-7082 FAX 0265-21-1006	危機管理部 危機管理防災課	TEL 026-235-7184 FAX 026-233-4332
	新城工務区 (小和田・中井侍間 85K737m～85K900m)	TEL 0536-23-6300 FAX 0536-23-6392	南信州地域振興局 総務管理課 (管轄地区： 飯田市・下伊那郡)	TEL 0265-53-0402 FAX 0265-53-0404
	飯田工務区 (小和田・辰野間 85K900m～195K520m)	TEL 0265-22-1144 FAX 0265-22-5054	上伊那地域振興局 総務管理課 (管轄地区：伊那市・ 駒ヶ根市。上伊那郡)	TEL 0265-76-6803 FAX 0265-76-6804
☆緊急時・夜間連絡先				
	JR 東海総合指令所	TEL 052-541-1263 FAX 052-564-2617	危機管理部 危機管理防災課 上伊那地域振興局 (代表番号で衛視が対応) 南信州地域振興局 (代表番号で衛視が対応)	TEL 026-235-7184 TEL 0265-78-2111 TEL 0265-23-1111

斜面災害対策連絡体制（長野県）

落石が相互（道路管理者・鉄道事業者）に影響する場合



危険物等災害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

危険物等の漏洩・流出、爆発による大規模な事故が発生した場合 危険物等施設関係者及び住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

第1節 危険物等関係施設の安全性の確保

第1 基本方針

危険物等関係施設における災害の発生を防止するため、法令で定める技術水準の、遵守、自主保安体制の強化、保安管理及び危険物等に関する知識の向上等により、安全性の確保を図る。

第2 主な取組み

危険物等関係施設における安全性の確保を図る。

第3 活動の内容

1 危険物等関係施設の安全性の確保

(1) 基本方針

[危険物関係]

町内の消防法に定める危険物施設は、製造所、貯蔵所及び取扱所がある。

これらの施設は消防法に基づく許可、検査を受けて、位置・構造・設備の技術上の基準に適合するよう設置されている。

また、危険物の貯蔵取り扱いについては、取扱者制度及び技術基準が定められており、物的・人的両面からの規制が行われている。危険物による災害の発生を防止するためには、法令の遵守及び立入検査の実施により、施設・設備の安全性の確保を図る必要があるとともに、自衛消防組織の設置、定期点検・自主点検の実施及び保安教育の実施等保安体制の強化を図る必要がある。

[火薬関係]

火薬取扱施設は、災害が発生した場合は、爆発等により、住民等に多大な被害を及ぼすおそれがあることから、危害防止体制の確立が必要である。

なお、火薬取扱施設は現在町内には存在しない。

[高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設は、災害の発生を防止するために事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

[毒物劇物関係]

町内における毒物及び劇物取締法に基づく、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業（以下「営業者」という。）及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、県等による監視により災害防止のため、「危険防止規定の策定」等について指導を実施している。

また、届出を要しない毒物劇物業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が難しい状況である。

研修会等の開催により、営業者、業務上取扱者及び関係機関への指導を実施している。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア 【町が実施する計画】

(ア) 規制及び指導の強化

- a 危険物施設の設置または変更の許可に当たっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化するものとする。
- b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図るものとする。
- c 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点的に随時実施するものとする。

(a) 危険物施設の位置、構造及び施設の維持管理状況

(b) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

(イ) 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な消防体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導するものとする。

イ 【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

(ア) 危険物施設の点検・自主点検を実施し、施設の安全管理。

(イ) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等は研修会議等へ積極的に参加し、保安管理技術の向上。

(ウ) 緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制を整えるため、自衛教育組織等の自主的な自衛体制を整備。

[高圧ガス関係]

ア 【関係機関が実施する計画】（高圧ガス協会、指定保安検査機関）

高圧ガス協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県CE検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導。

イ 【高圧ガス製造事業者等が実施する計画】

(ア) 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定を実施する。

(イ) 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検

により機能を維持する。

(ウ) 高圧ガス施設の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装を実施する。

(エ) ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置を実施する。

[毒物劇物関係]

ウ **【毒物劇物営業者及び業務上取扱者が実施する計画】**

毒物劇物営業者及び業務上取扱者は、毒物劇物取扱責任者等の研修会へ積極的に参加するものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、迅速かつ円滑に災害応急対策および災害を実施する必要があるが、そのために平常時から防災関係機関相互の連携及び応急対策用資機材の備蓄等の災害応急体制を整備する事が必要である。

第2 主な取組み

- 1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備を図る。
- 2 危険物等大量流出時における応急対策用資機材の整備を図る。

第3 計画の内容

- 1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

(1) 基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の対応は、それぞれの関係法令において緊急措置の実施及び関係機関への通報等が定められているが、災害の拡大を防止するため、関係機関の連携の強化等の保安体制の整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア【町が実施する計画】

(ア) 消火資器材の整備促進

町は、多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資器材の整備を図るものとする。

(イ) 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、関係機関との連携の強化について指導するものとする。

(ウ) 県警察との連携（伊那警察署等）

消防法で定める危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図るものとする。

イ【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、関係機関との連携を強化するものとする。

[高圧ガス関係]

ア【警察本部が実施する計画】

関係機関と連携を図り、高圧ガス施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。システムのIT化に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】（高圧ガス保安協会・指定保安検査機関）

高圧ガス保安協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県 CE 検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導するものとする。

【毒物・劇物関係】

ア 【警察本部が実施する計画】

毒物・劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び危険物の種類・貯蔵量についての情報連絡体制を確立し、施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難・誘導方法等について指導する。

イ 【関係機関が実施する計画】（長野県医薬品卸協同組合）

緊急時の処理剤の確保体制の整備を図るものとする。

2 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

(1) 基本方針

危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資器材の整備等が行われているが、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を一層推進するものとする。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資器材の整備、備蓄促進について指導するものとする。

(イ) 消防法で定める危険物施設の設置又は変更許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図るものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】（河川管理者、水道事業者、危険物等施設の管理者）

(ア) 危険物等の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資器材の整備、備蓄を図るものとする。

(イ) 各関係機関が相互に協力して対策を実施できるよう、緊急時の連絡体制を構築するものとする。

(ウ) 給水車、給水タンク及び水道事業者相互の水道連結管の整備促進を図るとともに、他の事業者等との相互応援体制を整備するものとする。（水道事業者）

第2章 災害応急対策計画

基本方針

本章では、危険物等による災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、危険物等災害に特有のものについて定めるものとする。

また、道路におけるタンクローリー等の横転事故に対する対応についても、別に定める交通規制等の活動を除いて、本章の各節に定めるところによるものとする。

第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 基本方針

危険物等による大規模な事故が発生した場合、被害状況及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であるため、関係機関は効果的な通信手段・機材を用いて、情報の収集・連絡を迅速に行うことが必要である。

第2 主な活動

効果的な応急対策を実施するため、災害情報の収集・連絡を迅速に行う。

第3 活動の内容

災害情報の収集・連絡活動

1 基本方針

危険物等による大規模な事故が発生した場合、効果的に応急対策を実施するため、情報の収集・連絡を迅速に行う。

2 実施計画

(1) 【町が実施する対策】

人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集し、概括的情報を含め、県及び関係機関に連絡する。

(2) 【事業者が実施する対策】

危険物等による大規模な事故が発生した場合、それぞれの危険物に応じて県の関係部局、警察署、消防署等に連絡する。

第2節 災害の拡大防止活動

第1 基本方針

危険物等施設に災害が発生した場合、当該施設関係者及び住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあつては、的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施し、災害の拡大の防止を図るものとする。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害拡大防止及び被害の軽減を図るものとする。

第2 主な活動

危険物等災害時の災害拡大防止のため、危険物等の種類に応じた応急対策を実施する。

第3 活動の内容

危険物等施設における災害拡大防止応急対策

1 基本方針

[危険物関係]

危険物等施設の災害時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生等被害の拡大防止のため応急対策を実施し、当該施設の関係者及び住民等の安全を確保する。

[火薬関係]

※当町に関係施設がなく、参考とする。

火薬類取扱施設の災害時には、火薬類の誘爆あるいは火薬庫の倒壊等による火薬類の盗難・紛失などによる被害拡大の二次災害の危険性が高い。

このため、災害時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

[高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設等における災害時には、火災、爆発、漏洩等により住民等に対し大きな被害を与えるおそれがある。災害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに住民等に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する必要がある。

[毒物劇物関係]

毒物及び劇物を取扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等で、毒物劇物が飛散し、もれ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生した場合には、直ちに的確な情報を伊那保健福祉事務所・警察署及び消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

また、町は関係機関と協議のもと事故発生時に緊急に必要とされる中和剤、吸着剤等の速やか

な確保を行う。

[タンクローリー等の横転事故関係]

道路におけるタンクローリー等の横転事故等により危険物が漏洩した場合は、道路管理者、警察は、交通規制等を実施するほか、その他の活動については、第2章の各節において定められたところにより実施する。

2 実施計画

[危険物関係]

(1) 【町が実施する対策】

ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

町長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、町の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。

イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立するものとする。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう事項に掲げる項目について指導するものとする。

(2) 【危険物施設の管理者が実施する対策】

ア 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をする。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

ウ 危険物施設における災害拡大防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み・オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

オ 相互応援体制の整備

必要に応じて、相互応援体制を整備する。近隣の危険物取扱事業所にも応援を要請する。

カ 従業員及び周辺地域住民等に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民等の安全確保のための措置を行う。

[火薬関係]

※町内に関係施設がないため参考とする。

(1) 【町が火薬類取扱施設の管理者に要請する対策】

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置する。

イ 搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈める。

ウ 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置を講じ、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受けるおそれのある地域は総て立入禁止の措置を講じ、危険区域内の住民等を避難させる。

(2) 【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し見張りをつけ、関係者以外近づけないよう措置するものとする。搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈めるものとする。

イ 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては入口・窓を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置をとり、関係機関の協力を得て、爆発による被害をおそれのある地域は全て立ち入り禁止の措置をとり、危険区域内の住民を避難させるものとする。

[高圧ガス関係]

(1) 【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】

ア 施設の保安責任者は、災害が発生した場合は、高圧ガス取締法に基づく応急の措置をとるとともに警察署及び消防機関に通報する。

イ 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとる。

ウ 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。

エ 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移す。

オ 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、初期消火に努める。

カ 状況に応じて、従業員、住民等に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図る。

キ 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。

[毒物劇物関係]

(1) 【町が実施する対策】

ア 住民等に対して緊急避難、広報活動を行う。

イ 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

ウ 消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

(2) 【営業者及び業務上取扱者が実施する対策】

ア 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努める。

イ 毒物劇物貯蔵設備等における災害拡大防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。

ウ 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

(ア) 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健福祉事務所(保健所)、警察署又は消防機関へ連絡する。

(イ) 従業員及び周辺地域住民等に対する措置

保健福祉事務所(保健所)、警察署、消防機関及び町と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民等の安全確保のための措置を行う。

(3) 【水道事業者が実施する対策】

取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

[共通事項]

(4) 【町が実施する対策】

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより救助・救急活動等を実施する。

第3節 危険物等の大量流出に対する応急対策

第1 基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、住民等へ健康被害を与えるおそれがあるため、町及び関係機関は、密接に連携をとりつつ、適切な応急対策を迅速に実施し、被害の拡大防止を図るものとする。

第2 主な活動

危険物等の除去及び環境モニタリングを実施する。

第3 活動の内容

危険物等大量流出時における応急対策

1 基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、危険物等の除去及び環境モニタリングを実施し、住民等への影響を最小限に抑えるものとする。

また、その際、水質汚濁対策連絡協議会等既存の組織を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

2 実施計画

(1) 【町が実施する対策】

ア 関係機関と連携してオイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を行う。

イ 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

ウ 環境モニタリングを実施する。

(2) 【河川管理者、水道事業者、危険物等施設の管理者等が実施する対策】

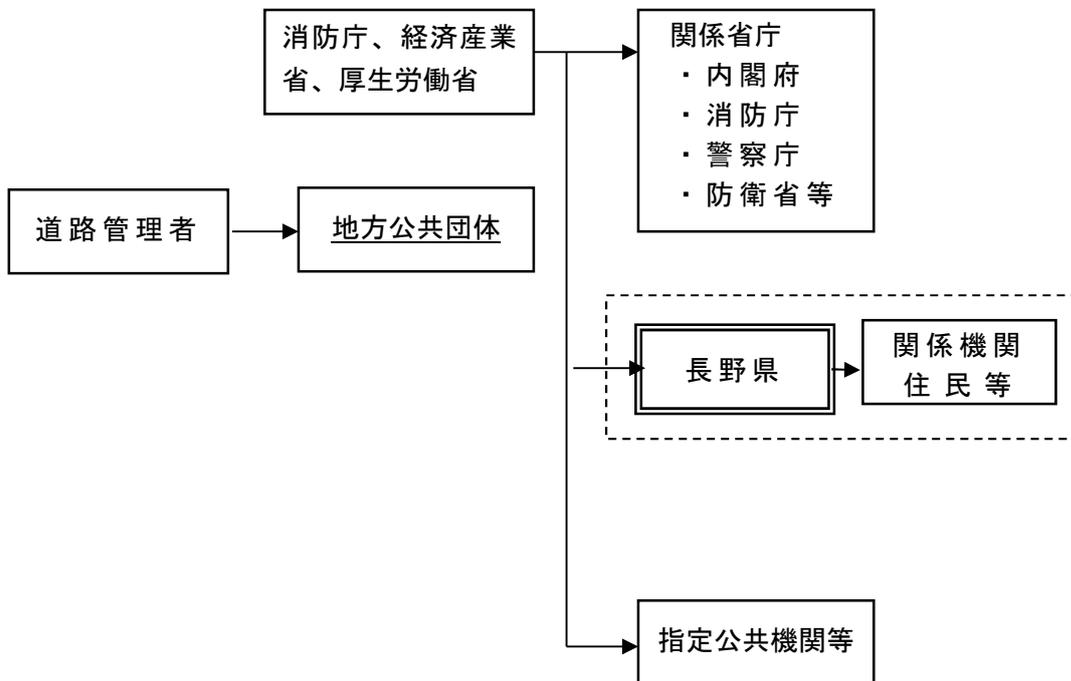
ア 危険物等の流出が発生したときは、オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を迅速かつ的確に行う。(河川管理者、危険物等施設の管理者等)

イ 危険物等の流出の事態を発生させた場合又は発見した場合は、速やかに消防、警察、保健所等関係機関に通報する。(危険物等施設の管理者等)

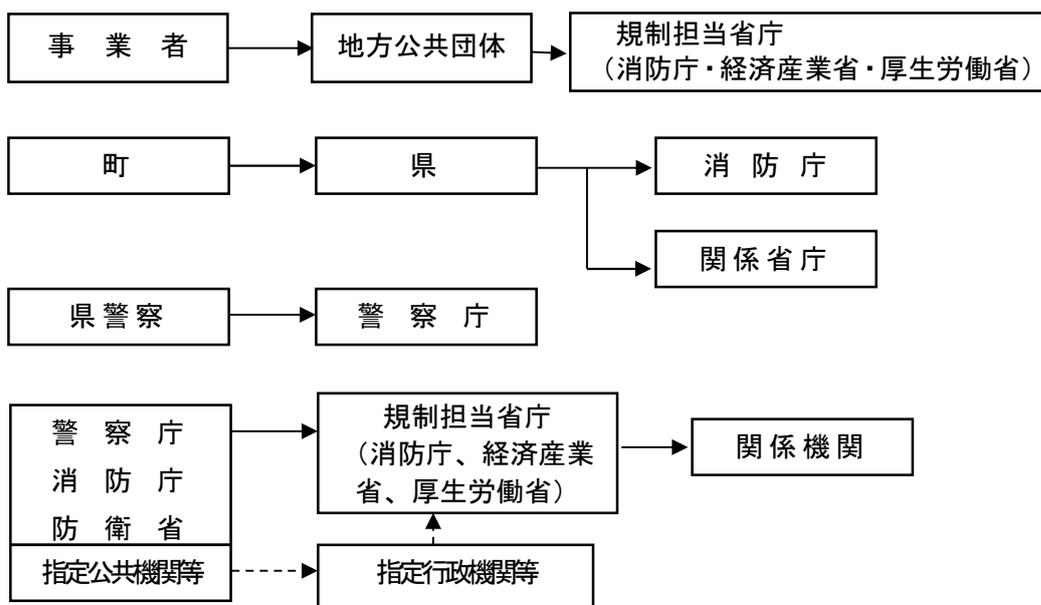
ウ 取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。(水道事業者)

危険物災害における連絡体制

(1) 危険物等事故情報等の連絡

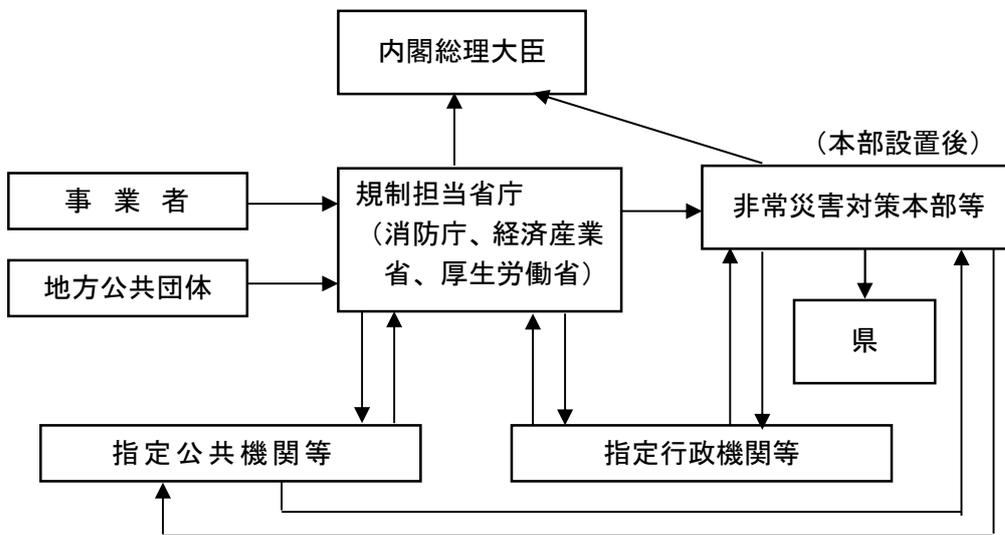


(2) 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

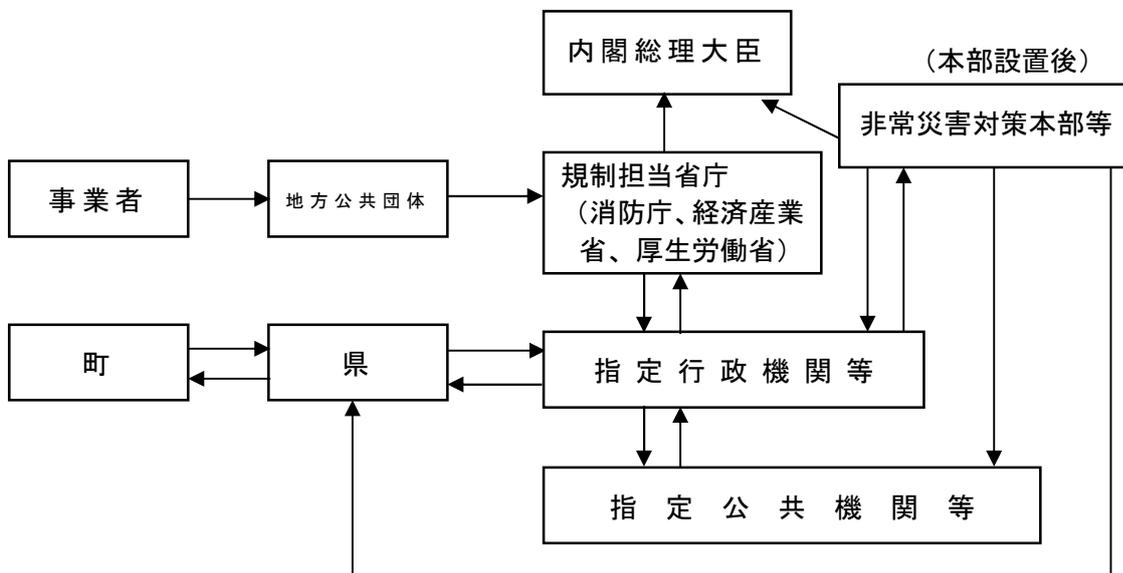


(- - - - -▶ は、指定公共機関等の場合)

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



大規模な火事災害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

近年は、建築物の高層化、住宅地の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増している。

このため、大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び住民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強いまちづくりを形成するものとする。

第1節 災害に強いまちづくり

第1 基本方針

町は、地域の特性に配慮しつつ大規模な火事災害発生による被害を最小限にすることを考慮した災害に強いまちづくりを行うものとする。

第2 主な取組み

- 1 大規模な火事災害に強いまちの形成
- 2 火災に対する建築物の安全化

第3 計画の内容

- 1 大規模な火事災害に強いまちの形成

(1) 基本方針

町は、地域の特性に配慮しつつ、大規模な火事災害に強いまちづくりを行うものとする。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から町土及び住民等の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (イ) 都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定めるものとする。
- (ウ) 都市計画法に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定するものとする。
- (エ) 大規模な都市における都市防災構造化事業計画を策定するものとする。
- (オ) 「緑の基本計画」等の策定にあたり防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯の配置計画を検討し、整備に努めるものとする。
- (カ) 町道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街

路整備に努めるものとする。

(キ) 木造密集地や、公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高い町づくりを実現するため、市街地再開発計画を積極的に検討するものとする。

(ク) 「密集市街地における防災街区の整備に関する法律（密集市街地整備法）」に基づき、防災上危険な密集市街地について、防災機能の確保等、整備を図る。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 基本方針

大規模な火事災害による建築物の被害を最小限に抑え、住民等の生命、財産等を保護するため、建築物の耐火性を確保し安全性の向上を図る。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 建築基準法に基づき、規模等により、建築物を耐火構造・準耐火構造とするように指導する。

(イ) 防災地域・準防災地域以外の市街地において、建築基準法第22条 区域の指定により、指定区域内の建築物の屋根の不燃化を図る。

(ウ) 学校、病院等で消防法の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し火災に備える。

(エ) 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じて、スプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を推進するものとする。

(オ) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を検討し、各種文化財の防災を中心とした保護対策を促進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

大規模な火事災害が発生した場合には、迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 救助・救急用資機材の整備
- 2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備
- 3 消火活動の計画
- 4 避難誘導計画の整備

第3 計画の内容

- 1 救助・救急用資機材の整備

(1) 基本方針

消防署と連携した消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。

また、災害時に備え、救助・救急用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備、整備を計画的に図るとともに、高規格化を推進するものとする。

その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。

(イ) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の充実を図り、消防団、自主防災組織を中心に、住民等の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。

また、平常時から住民等に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進めるものとする（日本赤十字社長野県支部）。

(イ) 赤十字病院に救護用資器材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進めるものとする。（日本赤十字社長野県支部）

(ウ) 大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命捜索救助システムを導入するものとする。

2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 基本方針

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が、適切・迅速に入手することが不可欠である。

そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 大規模な火事災害発生時の救助・救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、町消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意して作成するものとする。

- a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
- b 最先到着隊による措置
- c 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- d 消防団の活動要請
- e 通信体制
- f 関係機関との連携
- g 報告及び広報
- h 訓練計画
- i その他必要と認められる事項

(イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。

(ウ) 関係機関の協力を得て、町消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施するものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るようにする。

(イ) (一社)長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

3 消火活動の計画

(1) 基本方針

大規模な火事災害時等において、消火活動が迅速かつ的確に実施できるように消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

「町消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模な火事災害が発生した場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するものとする。

その際、次に掲げる事項は重点的に取り組むものとする。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を推進するものとする。発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少の傾向にあるので、消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図るものとする。

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図るものとする。

(ウ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における消火、救助活動等は、住民・事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とするものとする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。

(エ) 火災予防

a 防災思想、知識の普及

大規模な火事災害発災時における同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか広報媒体等を通じて、住民等に対する消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。

b 広域消防本部対応の防火管理者制度の効果的な運用連携

広域消防本部対応の消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任指導、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画作成、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理、

出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図る事項について広域消防本部との連携を図る。

また、消防法第4条に規定する予防査察についても広域消防本部対応に協力して、予防消防の一層の強化を図るものとする。

c 危険物保有施設への指導

広域消防本部が化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導し、連携協力する。

(a) 可燃物と酸化剤の混合による発火

(b) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(c) 金属粉、カーバイド等禁水性物質の浸水による発火

(オ) 活動体制の整備

大規模な火災発生時における消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。

また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等の火災防御計画等を定めるものとする。

(カ) 応援協力体制の確立

大規模な火災災害発生時において、自らの消防力のみでは対処できない又は対処できないことが予想される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立するものとする。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。

4 避難誘導計画

(1) 基本方針

町は、大規模な火事災害時等における避難誘導等に係る計画をあらかじめ定める。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

ア 町は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成、配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置をとるものとする。

イ 町は、木造住宅密集地域等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを、大規模な火事災害時の指定緊急避難場所として指定するものとする。

なお、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

本章では、大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定めるものとする。

第1節 消火活動

第1 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、建築物の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。

第3 活動の内容

消火活動

1 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行うものとする。

2 実施計画

(1) 【町が実施する対策】

ア 消火活動関係

(ア) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

(イ) 情報の収集及び効率的部隊配置

町内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な

部隊の配置を行うものとする。

特に大規模な同時多発火災発生時には、あらかじめ定めた火災防御計画等により、重要防御地域等の優先等、消防力の効率的運用を図るものとする。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行うものとする。

(ウ) 応援要請等

a 町長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を、風水害対策編第3章第4節により行うものとする。

b 町長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、風水害対策編第3章第5節により要請するものとする。

イ 救助・救急活動

大規模な火事災害発生時には、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。なお、本項については、風水害対策編第3章第7節に定める。

(2) 【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する計画】

ア 初期消火活動等

住民等は、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努めるものとする。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

イ 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する

第2節 避難誘導活動

第1 基本方針

大規模な火事災害により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を把握し、必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

第3 活動の内容

1 基本方針

公共建築物については、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

また、その他の建築物についても適切な避難誘導活動を実施する。

避難誘導活動においては、特に高齢者・障がい者・妊産婦等要配慮者に配慮した措置をとる。

2 実施計画

(1) 【町が実施する対策】

庁舎、社会福祉施設、病院、町営住宅、町立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

(2) 【建築物の所有者等が実施する対策】

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

第3章 災害復旧・復興計画

基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方針を決定し、その推進に当たり、必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第1節 計画的復興の進め方

第1 基本方針

大規模な火事により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害における、被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民等の理解を求めながら、住民等の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 主な活動

複数の機関が関係する高度化、複雑化及び大規模する復興事業を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、体制を整備する。

第3 活動の内容

1 復興計画の作成

(1) 基本方針

被災地域の再建にあたり、更に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するための復興計画を作成するものとする。

また、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図るものとする。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

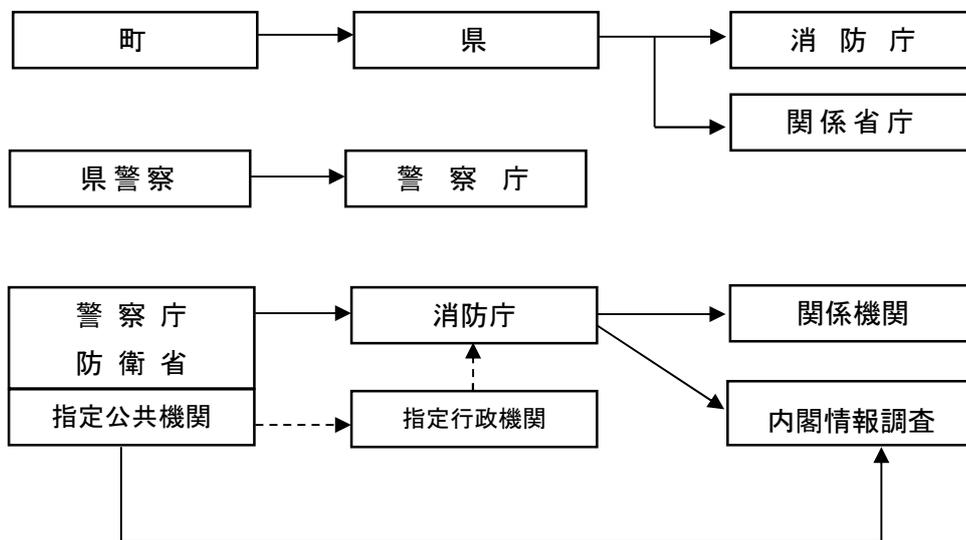
関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに住民等の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。

イ 【関係機関が実施する対策】

県、町等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努める。

大規模な火事災害における連絡体制

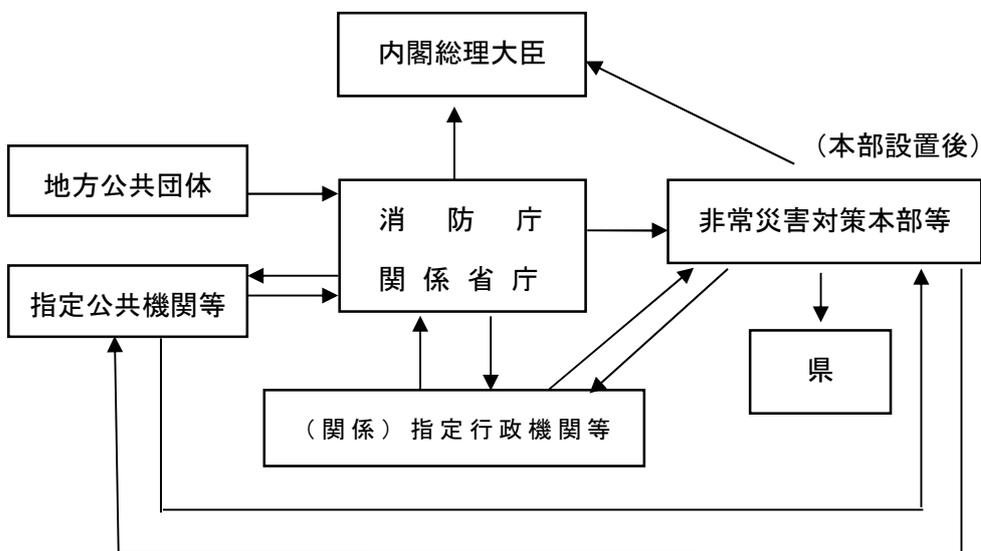
(1) 大規模な火事事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡



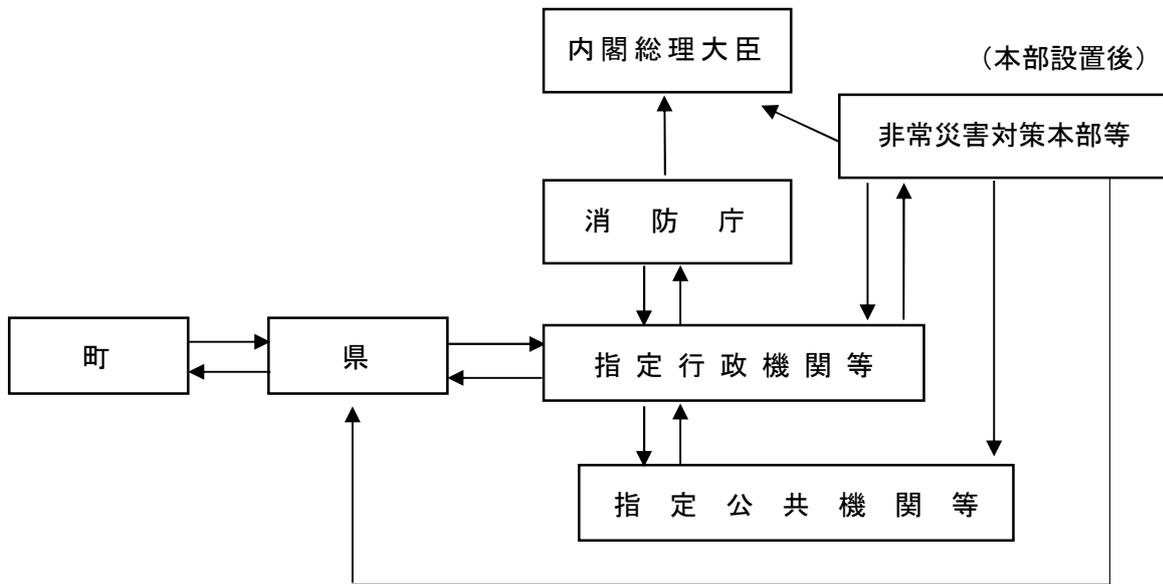
大規模な場合

(-----▶ は、指定公共機関の場合)

(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や町との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

林野火災対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。

第1節 林野火災に強いまちづくり

第1 基本方針

本町は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な対策を検討し、その推進を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 関係機関等と連携を図り、林野火災対策計画を確立する。
- 2 林野火災対策計画に基づく予防対策を実施する。

第3 計画の内容

- 1 林野火災対策計画の確立

(1) 基本方針

関係機関等と連携を図り、林野火災対策計画を作成し、林野火災の発生防止及び発生時における活動体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

関係機関等と緊密な連携をとり、林野火災対策計画の確立を図るものとし、推進に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について配慮するものとする。

(ア) 特別警戒実施計画

- a 特別警戒区域
- b 特別警戒時期
- c 特別警戒実施要領

(イ) 消防対応計画

- a 消防分担区域

- b 出動計画
- c 防御鎮圧要領
- (ウ) 資機材整備計画
- (エ) 防災訓練の実施計画
- (オ) 啓発運動の推進計画

2 予防対策の実施

(1) 基本方針

林野火災対策計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

(2) 実施計画

【県及び町が実施する計画】

町は、林野火災予防のため、次の事業を行うものとする。

ア 防火思想の普及

- (ア) 防災関係機関の協力を得て、入山者、住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。
- (イ) 林野火災予防協議会の設置等の検討。
- (ウ) 自主防災組織の育成を図る。

イ 予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備

- (ア) 林野火災発生の危険性の高い地域を、林野火災特別地区として指定し、その地域の実態に即した、対策事業を推進するものとする。
- (イ) 林野火災予防マップ作成の推進を図るものとする。
- (ウ) 防火管理道の作設、防火線、防火帯の設置及び消防用貯水ダム（沿山ダムへの開閉装置の設置）防火水槽の設置等消防施設の整備を図るものとする。
- (エ) 自動音声警報機等の予防資器材、水のう付き手動ポンプ等の初期消火機材及び空中消火機材、空中消火薬剤等の消火機材の整備を推進するものとする。

ウ 山地防災ヘルパー、災害時等における協定締結者及び現地出張した職員による巡視

エ 林野所有（管理）者に対する指導

- (ア) 火の後始末の徹底
- (イ) 防火線・防火樹帯の設置
- (ウ) 自然水利の活用による防火用水の確保
- (エ) 地ごしらえ、焼畑等火入れ行為をするに当たっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法を確立する。火入れ許可を必ず受けるよう徹底を図るものとする。
- (オ) 火災多発期における見回りの強化
- (カ) 消火のための水の確保等

オ 応援体制の確立

長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時応援協定等に基づく応援体制の整備

第2節 林野火災防止のための情報の充実

第1 基本方針

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等の発表等気象に関する情報の収集体制の整備に努める。
- 2 林業関係者、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第3 活動の内容

1 気象情報の収集体制の整備

(1) 基本方針

気象警報・注意報等の発表等気象状況を正確かつ迅速に把握できる体制を整備し、気象状態の変化に対応した予防対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

長野地方気象台からの気象警報・注意報等を正確かつ迅速に収集できる体制の整備に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】(長野地方気象台)

(ア) 気象業務法に基づく気象警報、注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達するものとする。

(イ) 火災気象通報業務に関する協定に基づき通報様式により県に通報するものとする。

2 林野火災関連情報等の収集体制の整備

(1) 基本方針

防火広報、警戒活動を効果的に実施するため、林野火災多発時期における監視パトロール等により、入山者の状況等の把握可能な体制を確立する。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

林野火災の発生しやすい時期において、広報車、県警ヘリ等により、林野火災発生の危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立するものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行うこととする。

第2 主な取組み

- 1 情報収集体制及び関係機関相互間等の連絡応急体制の整備を図る。
- 2 関係機関の迅速な初動体制を確保するため、災害応急体制の整備を図る。
- 3 消火活動の実施に必要な資機材の整備に努める。
- 4 防災関係機関等と防災訓練実施を実施する。

第3 活動の内容

- 1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
 - (1) 基本方針

災害現地及び関係機関相互の通信手段を確保し円滑な連絡体制を整備する。
また、必要に応じ、ヘリ、車両等を現地に派遣し、被害状況を迅速に把握する体制を整備する。
 - (2) 実施計画
 - ア 【町が実施する計画】

防災行政無線、携帯電話を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進めるものとする。
また、状況に応じてヘリ又は車両による現地情報の収集体制を整備するものとする。
- 2 災害応急体制の整備関係
 - (1) 基本方針

関係機関職員の林野火災発生時における非常参集体制及び相互の応援体制の確認を平常時から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。
 - (2) 実施計画
 - ア 【町が実施する計画】
 - (ア) 職員の参集等活動体制の確認を行う。
 - (イ) 長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の要請方法について確認を行う。
- 3 消火活動関係
 - (1) 基本方針

消防水利及び林野火災消火用資機材の点検整備を実施し、迅速な出動が可能な体制の確保を行う。
 - (2) 実施計画

【町が実施する計画】

- ア 平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制の整備に努めるものとする。
- イ 林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資器材の整備促進に努めるものとする。

4 防災関係機関等の防災訓練の実施

(1) 基本方針

消防機関及び関係機関が参加し、実践的な消火等の訓練等を実施する。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

- ア 防災訓練において自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。
- イ 消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施する。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。（資料編：長野県における林野火災空中消火の実施体制参照）

第1節 林野火災の警戒活動

第1 基本方針

火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し地域住民等及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

第2 主な活動

林野火災の発生のおそれがある場合、火災予防広報活動を強化するとともに、火の使用制限等を行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

林野火災の発生のおそれがある時期に多様な広報手段を利用し、林野火災予防の広報活動を集中的に実施する。

2 実施計画

(1) 【町が実施する計画】

ア 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく町長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

イ 火入れ、たき火、喫煙等の制限

(ア) 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。

(イ) 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民等及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

(ウ) 火災警報の住民等及び入林者への周知は、防災行政無線、メール配信及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ等を通じ、周知徹底する。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制

第1 基本方針

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保する。

第2 主な活動

災害情報の収集及び連絡体制・通信手段を確保する。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努め、報告する。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) ヘリコプターによる偵察の要請

(イ) 職員の災害現場への派遣

(ウ) 報告

林野の焼損面積が20ヘクタール以上の火災については、昭和55年3月11日付消防地第81号通知に基づき、林野火災対策資料を消防庁特殊災害室に提出する。

なお、焼損面積10ヘクタール以上と推定、空中消化を要請又は実施、住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いものについては、火災・災害等即報要領に基づき迅速な報告に努める。

第3節 活動体制の確立

第1 基本方針

関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保する。

第2 主な活動

- 1 災害情報の収集・連絡を実施する。
- 2 事業者の消火活動に対する協力体制を確立する。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・連絡体制

(1) 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

- (ア) 職員の災害現場への派遣及び状況報告
- (イ) 状況に応じ、消防防災ヘリ等の応援要請の実施
- (ウ) 必要に応じ、県知事への自衛隊の派遣要請

2 林野所有（管理）者の活動体制

(1) 基本方針

林野所有（管理）者は、消防機関の消火活動が円滑かつ効果的に実施できるよう支援を行うものとする。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求める。

イ 【林野所有（管理）者等が実施する対策】

初期消火を実施するとともに、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供について協力をを行う。

第4節 消火活動

第1 基本方針

被害の拡大を最小限に食い止めるため関係機関が連携して消火活動を実施する。

第2 主な活動

地上からの消火活動に加え、火災の拡大のおそれがある場合は、ヘリによる空中消火活動を実施する。

第3 活動の内容

1 基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域な応援等を得て、迅速かつ的確な消防活動を行う。

2 実施計画

(1) 【町が実施する計画】

町は、林野火災の発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるため、消火活動に当たっては、次の事項を検討して、最善の方途を講じること。

ア 出動部隊の出動区域

イ 出動順路と防御担当区域

ウ 携行する消防機材及びその他の器具

エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保

オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法

カ 応急防火線の設定

キ 救急救護対策

ク 住民等の避難

ケ 空中消火の要請

a 長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県消防相互応援協定による要請

b 自衛隊の派遣要請

c 長野県消防防災ヘリコプター「アルプス」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防相互応援実施要領」に基づく他県等の所有するヘリコプターの要請

(2) 【関係機関が実施する対策】(中部森林管理局)

ア 国有林火災の場合の通報連絡

国有林または国有林付近の林野火災を覚知した森林管理所は、速やかに関係消防機関に通知するとともに、火災の拡大防止に努める。

イ 広域消防活動のため、自衛隊の派遣を要するときは、風水害対策編第3章【災害応急対策計画】第6節【自衛隊災害派遣活動】により、知事に要請する。

第5節 二次災害の防止活動

第1 基本方針

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があるため、これらによる二次災害から住民等を守るための措置を講ずる。

第2 主な活動

二次災害発生を防止する措置を講じるとともに、関係機関への情報提供を行う。

第3 活動の内容

1 二次災害の防止

(1) 基本方針

危険箇所について速やかに調査を行い、二次災害の防止に必要な応急措置を講ずる。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとるものとする。

第3章 災害復旧計画

第1 基本方針

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

第2 主な活動

森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

事業者による森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを支援する。

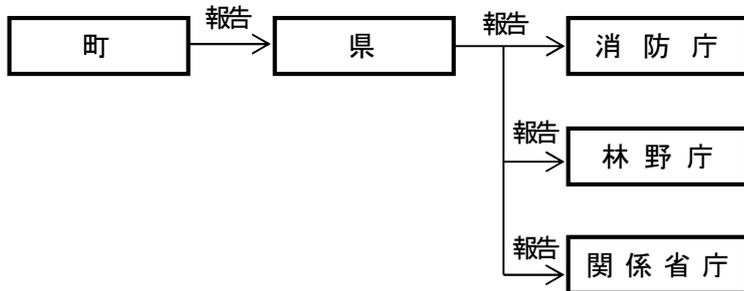
2 実施計画

【町が実施する対策】

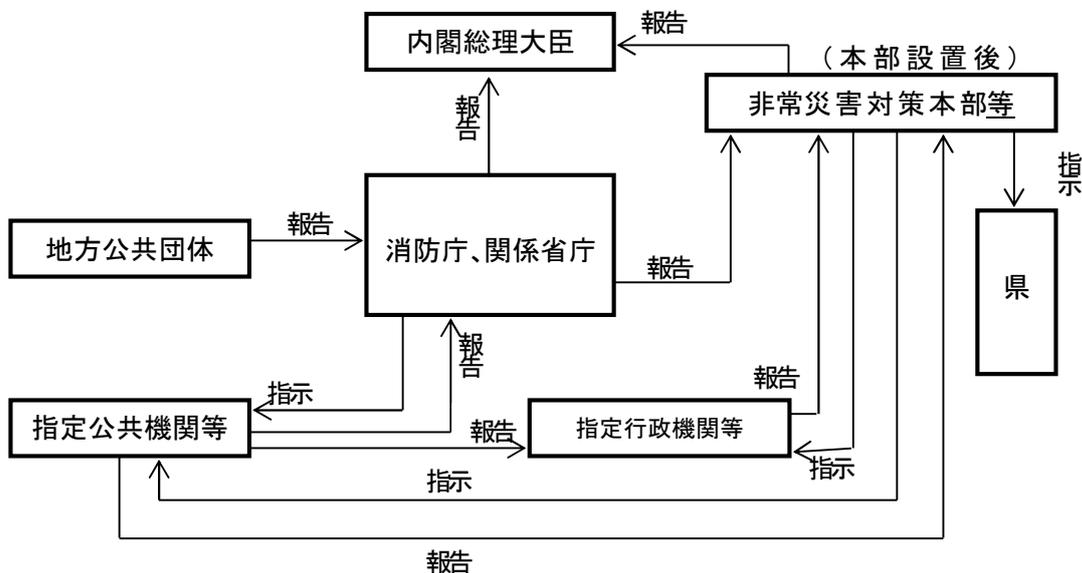
豪雨地帯や消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに関係者等に対する普及啓発を行う。

林野火災における連絡体制

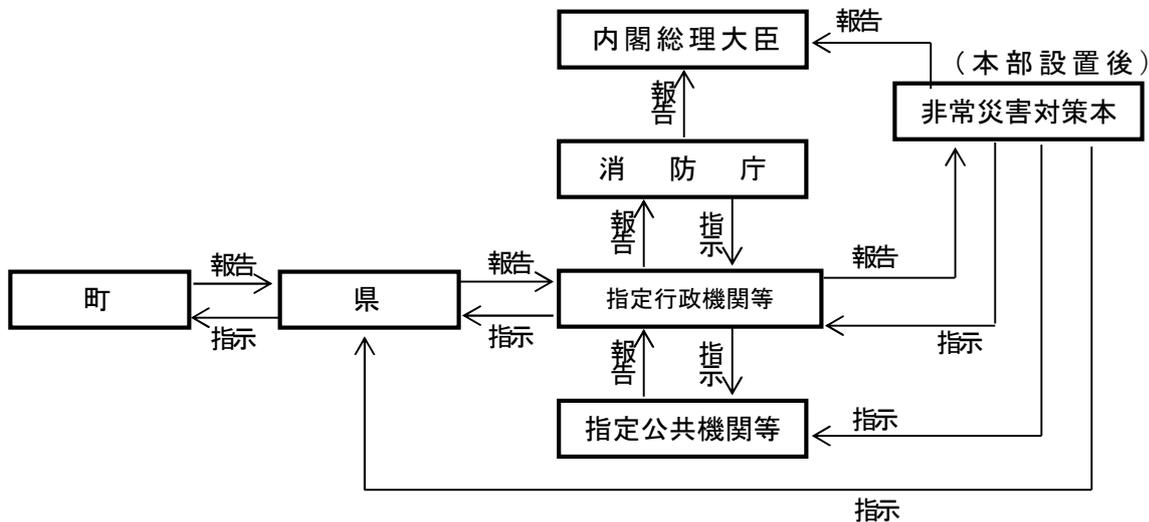
(1) 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



原子力災害対策編

第 1 章 総則

第 1 節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災以降、原子力災害について対策の検討が進み、平成 24 年 12 月 3 日原子力災害対策特別措置法に規定する原子力災害対策指針が告示され、防災基本計画・原子力災害対策編が同日施行となった。

この計画は、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、県、町、防災関係機関、原子力事業者及び県民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的に策定する。

2 定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「放射性物質」とは、原子力基本法第 3 条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等の規則に関する法律第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- (2) 「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第 2 条第 1 号に規定する被害を言う。
- (3) 「原子力事業者」とは、原災法第 2 条第 3 号に規定する事業者をいう。
- (4) 「原子力事業所」とは、原災法第 2 条第 4 号に規定する工場又は事業所をいう。
- (5) 「特定事象」とは、原災法第 10 条第 1 項に規定する政令第 4 条第 4 項各号に掲げる事象をいう。
- (6) 「原子力緊急事態」とは、原災法第 2 条第 2 号に規定する事態をいう。
- (7) 「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦等、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。

3 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、箕輪町防災会議が作成する「箕輪町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

4 計画の対象とする災害

長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね半径5 km）」及び「緊急防護措置を準備する区域（原子力事業所からおおむね30 km圏内）」にも本件の地域は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が緊急防護措置を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらされている。

こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要になったとき、又はそのおそれのある時を想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

第2節 防災の基本方針

近隣の原子力事業所所在県、原子力事業所等からの情報収集、町、住民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避、避難活動等、原子力災害に対応した防災対策を講じる。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の

大綱

1 実施責任

(1) 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 防災関係機関

指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援するものとする。

2 処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 県及び町が特に原子力災害対策として処理すべき事務又は業務

処理すべき事務又は業務の大綱
ア 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。
イ 原子力事業所所在県（以下「所在県」という。）及び本県に隣接する県（以下「隣接県」という。）との連携に関すること。（県）
ウ 原子力事業者、原子力防災専門官との連携に関すること。（県）
エ 自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関すること。（県）
オ 住民等の屋内退避、避難及び立ち入り制限に関すること。
カ 環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）等に関すること。
キ 健康被害の防止に関すること。
ク 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
ケ 農林畜産物の採取及び出荷制限に関すること。
コ 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること
サ 消防本部の放射線対応能力の向上に関すること。（県）
シ 汚染物質の除去等に関すること。
ス その他原子力防災に関すること。

第2章 災害に対する備え

放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する第3章に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。

1 モニタリング等

県及び町は、相互に連携しながら、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを実施する。

町は、平成27年9月7日付箕輪町環境放射線調査実施要領によるモニタリングを実施する。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

(1) 町は、広域的な避難に備えて他の市町村と指定避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。

(2) 町は、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建屋を退避所又は指定避難所とするよう努める。

3 健康被害の防止

町は、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。

4 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、町は住民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (3) 放射線防護に関すること。
- (4) 県等が講じる対策の内容に関すること。
- (5) 屋内退避、避難に関すること。
- (6) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること。

5 原子力防災に関する訓練の実施

町は、必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。

第3章 災害応急対策

第1節 基本方針

放射性物質の拡散又は放射線の影響から、町民の生命、身体、財産を保護するため、町、防災関係機関はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。

なお、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

第2節 情報の収集・連絡活動

1 情報の収集及び連絡体制の整備

- (1) 新潟県「柏崎刈羽原子力発電所」(東京電力㈱)、静岡県「浜岡原子力発電所」(中部電力株式会社)等で警戒事態(原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ)、施設敷地緊急事態(原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。以下同じ)又は全面緊急事態(原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。以下同じ)が発生した場合、県は、国、所在県、隣接県及び原子力事業者に対し情報の提供を求め、又は必要に応じて所在県、オフサイトセンター等に職員を派遣するなど自ら情報収集活動を実施し、事故の状況、その他県内への影響を把握する。収集した情報は、必要に応じて随時市町村、防災関係機関に連絡する。(危機管理部、環境部)
- (2) 警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合、県は、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。(危機管理部)
- (3) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、県及び当該区域にかかる市町村は原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、県及び町が行う応急対策について協議する。(危機管理部)
- (4) 町は、県と連携を密にして情報の把握に努める。
- (5) 東京電力ホールディングス株式会社及び中部電力株式会社は、それぞれ県とあらかじめ定めた通報連絡事項が発生した場合は、速やかに県へ通報連絡を行う。また、県は他の原子力事業者との通報連絡体制の整備に努める。

2 通信手段の確保

- (1) 町は、必要に応じ情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 県は、必要に応じ電気通信事業者に対して県、町、防災関係機関等の重要通信の確保を要請する。要請を受けた電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。(危機管理部)

第3節 活動体制

1 基本方針

原子力関係施設における災害が発生した場合、町は、情報分析の上、住民等に対して適切な情報提供に努めるものとする。

2 主な取組み

- (1) 情報発信体制の構築
- (2) 原子力災害相談室の設置

3 計画の内容

- (1) 情報発信体制の構築
町は、随時臨機応変な情報提供を行うため原子力災害の広報部書を設置する。
- (2) 原子力災害相談室の設置
町は、情報発信に合わせて住民等からの問い合わせ対応を専門とした、原子力災害相談室を設置する。

4 対応に当たっての留意事項

- (1) 原子力災害対策指針（原子力規制委員会）で定める緊急事態区分及びその判断基準となる緊急時活動レベル（EAL）

緊急事態区分	内容（緊急時活動レベル）
警戒事態	放射能による影響やそのおそれが緊急のものではないが 原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある施設 ・ 全ての給水機能の喪失 ・ 震度6弱以上の地震発生 ・ 大津波警報の発令
施設敷地 緊急事態	放射能による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため 原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置

施設敷地 緊急事態	を開始する必要がある段階 ・全交流電源喪失（30分以上） ・原子力事業所区域の境界付近で基準以上の放射線量等検出
前面緊急事態	放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため 迅速な防護措置を実施する必要がある段階 ・原子炉の全冷却機能喪失 ・原価視力事業所区域の境界付近で基準以上の放射線量等検出

※平成26年1月9日 長野県策定

原子力発電所事故に係る情報収集・情報発信を中心とする対応マニュアル
参照

(2) 原子力規制委員会の緊急情報メール（Nアラート）

原子力規制委員会が発信するメールで、希望者は登録により、情報を希望する原子力施設ごとに、上記緊急事態区分等の情報を受信することができる。

以下のURLからアクセスして登録

<http://kinkuy.nsr.go.jp/m/>

第4節 モニタリング等

原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときから、次の対応を行う。

1 災害時のモニタリング

(1) 県は、国、所在県、原子力事業者等が実施する緊急時モニタリングの結果を収集するとともに、必要に応じて測定箇所、頻度等を増やしてモニタリングを実施する。結果は、県ホームページで公表するとともに、関係市町村、防災関係機関に必要な応じ連絡するほか、特に必要な場合は安全規制担当省庁等に連絡する。

県は、「長野県地域防災計画原子力災害対策編に係る空間放射線モニタリング等実施要領」に基づき対応する。

(2) 町は、必要に応じてモニタリングを実施するとともに、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。

2 放射^性物質濃度の測定

(1) 県は、あらかじめ定めた放射^性物質濃度測定の実施体制に基づき、水道水、食品、大気浮遊塵、降下物の測定を重点的に行うとともに、その他の測定を必要に応じて実施し、結果を県ホームページで公表する。

(2) 町は、必要に応じて「箕輪町環境放射線調査実施要領」により放射^性物質濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

第5節 健康被害防止策

1 健康被害防止対策の実施

町は、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

第6節 住民等への的確な情報伝達

1 住民等への情報伝達活動

(1) 町は、住民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう

配慮するとともに、国や原子力事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動

1 住民等への情報伝達活動

(1) 県及び町は、県内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に次の方法等で情報を提供する。

ア 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞等による報道

イ 警察署・交番等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動

ウ 消防本部の広報車等による広報活動

エ 町の防災行政無線や広報車等による広報活動

オ 町教育委員会等を通じた小中学校への連絡

カ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動

キ インターネット、ホームページを活用した情報提供

(2) 町長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難指示の措置をとる。

ア 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指示された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

イ 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。

ウ 退避・避難のための立ち退きの指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。

エ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早

期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

なお、「原子力災害対策指針（最新改定日 **令和4年7月6日**）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。

基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ sv/h（地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2} ）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動困難な者の一時屋内退避を含む）
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※3} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転 ^{※4} させるための基準	20 μ sv/h（地上 1 m で計測した場合の空間放射線率）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

- ※1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改訂される。
- ※2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設定場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置を言う。

2 広域避難活動

- (1) 市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた市町村（以下「要避難市町村」という。）は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。
- (2) 県は、必要に応じて避難先及び輸送ルート調整を行う。

- (3) 要避難市町村は、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- (4) 要避難市町村からの要請に基づき避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- (5) JR会社、鉄道会社、路線バス会社等は、県、町と連携し、避難者の輸送を行う。
- (6) 自衛隊は、県及び町と協力し、避難者の輸送に関する援助を行う。
- (7) 県及び町は、必要に応じ、国（原子力規制委員会等）の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、避難者等が避難又は一時移転し、避難所等に到着した後、避難者等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。

- 3 屋内退避又は避難を指示した区域における交通の規制及び立ち入り制限等の措置
 県は、町長が屋内退避又は避難を指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、交通の規制及び立ち入り制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。

第8節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送体制の確立

- ア 県は、町及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要に応じて調整を行う。
- イ 県は、人員、車両等に不足が生じたときは、次表の関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じて隣接県に支援を要請する。(危機管理部)

輸送内容	関係機関
モニタリング要員 各種資器材	(公社)長野県トラック協会 警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等) 自衛隊
避難住民等	(公社)長野県バス協会 警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等) 自衛隊

2 緊急輸送のための交通路確保

県公安委員会は、緊急輸送のための交通路確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、交通規制を実施するとともに交通情報の提供を行う。(警察本部)
警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報、その他警察が保有する手段等により、交通状況の把握に努めるとともに、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関して、適切に対応する。(警察本部)

第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等

1 飲料水・飲食物の摂取制限

町又は水道事業者は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の接触制限等必要な措置をとる。

2 農林畜産物の採取及び出荷制限

町は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置をとる。

3 飲食物摂取制限に関する指標

対 象	放射性ヨウ素
飲料水	300ベクレル/キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル/キログラム以上

(「原子力災害対策指針 (令和4年7月6日)」より)

対 象	放射性ヨウ素
飲料水	10ベクレル/キログラム以上
牛乳	50ベクレル/キログラム以上
一般食品	100ベクレル/キログラム以上
乳児用食品	50ベクレル/キログラム以上

(厚生労働省省令及び告示より)

第10節 県外からの避難者の受け入れ活動

1 避難者の受け入れ

(1) 緊急的な一時受け入れ

ア 町は、県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下「避難元都道府県」という。）と連携し、必要に応じ次の対応を行う。

（ア）町の有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。

なお、受け入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。

（イ）町に対しその保有する施設を、県の対応に準じて避難所として設置するよう要請する。

イ 町は、県に準じた対応を実施するよう努める。

(2) 短期的な避難者の受け入れ

ア 町は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

（ア）被災自治体から避難者受け入れの要請があった場合には、まず、緊急的な一時受け入れと同様に、町の施設で対応する。

（イ）（ア）による受け入れが困難な場合、町と協議の上、町内旅館・ホテル等を県が借り上げて、避難所とする。

イ 町は、県に準じた対応を実施するよう努める。

(3) 中期的な避難者の受け入れ

ア 町は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

（ア）避難者に対しては、町営住宅等の受け入れ情報について提供を行う。

（イ）民間賃貸住宅を県が借り上げ、応急仮設住宅として提供する。

（ウ）長期的に本県に居住する意向のあるものについては、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。

イ 町は、県に準じた対応を実施するよう努める。

2 避難者の生活支援及び情報提供

(1) 町は、避難元都道府県等と連携し、町内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

(2) 町は、避難者に関する情報について避難元都道府県を通じて避難元市町村へ情報提供する。

(3) 町は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報を提供する。

第4章 災害からの復旧・復興

国、県、町及び原子力事業者は、相互に連携しながら、必要な復旧・復興対策を講じる。

1 放射性物質による汚染の除去等

県及び町は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。また、事故由来放射性物質を放出した原子力次表者は、環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置をとる。

2 その他災害後の対応

- (1) 町は、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水、・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限措置の解除を行う。
- (2) 町は、関係機関と協力してモニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。
- (3) 町は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場作業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。
- (4) 町は、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応

核燃料物質等の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

なお、下記以外の項目については「第2章 災害に対する備え」「第3章 災害応急対策」「第4章 災害からの復旧・復興」を準用する。

1 原子力事業者及び核燃料物質等の運搬を委託された者の対応

運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資器材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡票等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信資器材及び防災資器材を携行する。

- (1) 安全規制担当省庁、警察及び消防機関に対する迅速な報告・通報
- (2) 消火、延焼防止
- (3) 立入禁止区域の設定
- (4) 避難のための警告
- (5) 汚染の拡大防止及び除去
- (6) 放射線の遮蔽
- (7) 放射線障害を受けたおそれのある者等の救出及び避難支援等の応急の措置

2 警察及び消防機関の対応

- (1) 警察は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。
- (2) 消防機関は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、消防機関の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。また、町、防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。